



# 国税庁レポート 2018

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



国税庁

# 納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」です。この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

近年、経済活動の国際化・ICT化の進展等、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした中で引き続き国税庁の使命を果たしていくため、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページ等を通じて提供していくほか、国税電子申告・納税システム（e-Tax）や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

具体的には、平成31（2019）年1月以降、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化する仕組みを導入して、給与所得者の医療費控除やふるさと納税の還付申告をスマートフォン等から可能とするなど、納税者の皆様の利便性向上に努めます。

また、マイナンバー制度への取組については、マイナンバーや法人番号を効果的に利活用することによって、行政の効率化を進めるとともに、更なる納税者利便の向上に向けた検討を着実に進めます。

適正・公平な課税・徴収の実現への取組の面では、納税者の皆様の権利・利益の保護を図りつつ、大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行うほか、大企業に対しては、申告水準の維持・向上のため、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる取組を推進しています。

特に、近年、経済社会がますます国際化・複雑化している中、いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」の公開やBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展などにより、国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっています。

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、情報収集・活用の強化や外国当局との協調等に取り組むとともに、専門体制の整備・拡充を図った上で積極的に調査等を行うなど、引き続き、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為等に適切に対処してまいりたいと考えています。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような取組を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えており、昨年6月には、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けて着実に取り組んでいくことが重要との考えの下、「税務行政の将来像」を取りまとめ、公表いたしました。

国税庁では、これまでも国税庁の様々な課題や取組方針、各種施策について、国税庁ホームページ、報道発表等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしてきました。

この国税庁レポートもこうした取組の一つであり、国税庁の1年間の活動やその年のトピックスについて、統計資料等を交えながら説明しています。

「国税庁レポート2018」が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

平成30(2018)年6月

国税庁長官心得 **藤井健志**

## 納税者の皆様へ

1

## I 国税庁について

5

1 国税庁の任務と使命	5	(6) 政策評価と税務行政の改善	8
2 税務行政の運営の考え方	7	<b>コラム1</b> 「税務行政の将来像 ～スマート化を目指して～」の公表	8
(1) 納税者サービスの充実	7	3 国税組織の概要	9
(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実	7	(1) 国の収入と税	9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済	7	(2) 国税庁の予算と定員	9
(4) 酒税行政の適正な運営	8	(3) 国税組織の機構	10
(5) 税理士業務の適正な運営の確保	8		

## II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

11

1 情報提供等	11	4 納付手段の多様化	22
(1) ホームページによる情報提供	11	5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組	23
(2) 租税教育	13	(1) マイナンバー制度の概要	23
(3) 講演会	14	(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応	23
(4) 説明会	14	(3) 法人番号の付番機関としての対応	25
(5) 事前照会	15	6 IT化・業務改革(BPR)の推進	26
(6) 税務相談	15	7 適正な源泉徴収制度の運営	27
2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)	17	8 改正消費税法への対応	28
<b>コラム2</b> e-Taxの利便性向上を図ります	18	(1) 消費税の軽減税率制度	28
<b>コラム3</b> 大法人はe-Taxによる申告が必要となります	19	(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組	30
3 確定申告	20	9 関係民間団体との協調	30
(1) ICTを利用した申告の推進	20		
(2) 多様な納税者ニーズへの対応	21		

## III 適正・公平な課税・徴収

32

1 適正・公平な課税の推進	32	3 国際的な取引への対応	41
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項	32	(1) 背景	41
(2) 調査以外の手法の活用	34	<b>コラム4</b> 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針 「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況	42
(3) 資料情報	35	(2) 情報リソースの充実	43
(4) 査察	35	(3) 調査マンパワーの充実	47
2 確実な税金の納付	37	(4) グローバルネットワークの強化	47
(1) 自主納付態勢の確立	37	(5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	49
(2) 滞納の整理促進への取組	37	<b>コラム5</b> 移転価格税制に関する協力的手法による取組	50
(3) 集中電話催告センター室	39	4 各国税務当局との協力	51
(4) インターネット公表	39	(1) 開発途上国に対する技術協力	51
(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	40	(2) 国際会議への参加	52

## IV 権利救済

53

- |            |    |             |    |
|------------|----|-------------|----|
| (1) 再調査の請求 | 54 | (3) 訴訟      | 54 |
| (2) 審査請求   | 54 | (4) 権利救済の状況 | 55 |

## V 酒税行政の適正な運営

56

- |                               |    |                           |    |
|-------------------------------|----|---------------------------|----|
| (1) 日本産酒類の振興の取組               | 56 | (2) 酒類の公正な取引環境の整備への取組     | 60 |
| コラム6 ワインの表示ルール                | 58 | (3) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組 | 60 |
| コラム7 日本産酒類のブランド価値向上などへの取組について | 59 | (4) 社会的要請への対応の取組          | 61 |

## VI 税理士業務の適正な運営の確保

62

- |               |    |                      |    |
|---------------|----|----------------------|----|
| 1 税理士の業務と役割   | 62 | (2) e-Taxの利用促進       | 63 |
| 2 税理士会等との連絡協調 | 62 | 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施 | 63 |
| (1) 書面添付制度の推進 | 62 |                      |    |

## VII 政策評価の実施

64

## VIII 資料編

66

- |           |    |        |    |
|-----------|----|--------|----|
| ○ 租税収入・予算 | 66 | ○ 滞納状況 | 68 |
| ○ 申告・課税状況 | 66 | ○ 査察   | 68 |
| ○ 調査状況    | 67 | ○ 権利救済 | 69 |
| ○ 国際課税    | 68 | ○ 税務相談 | 69 |

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁は、昭和24(1949)年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。)、524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の教育機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

## 1 国税庁の任務と使命

国税庁の任務は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています。



国税庁

## 国税庁の使命

**使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。**

### 任務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

#### 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

##### (1) 納税環境の整備

- イ 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすかつ的確に周知・広報を行う。
- ロ 納税者からの問合せや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ハ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

##### (2) 適正・公平な税務行政の推進

- イ 適正・公平な課税を実現するため、
  - (イ) 関係法令を適正に適用する。
  - (ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
  - (ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ロ 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

#### 2 酒類業の健全な発達

- イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

#### 3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

### 行動規範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

##### (1) 任務遂行に当たっての行動規範

- イ 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ロ 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ハ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ニ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ホ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

##### (2) 職員の行動規範

- イ 納税者に対して誠実に対応する。
- ロ 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ハ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

### 今後の取組

- 国際化・ICT化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

## 2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような任務と使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のような取組を行います。

### 国税庁の取組

#### (1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組みます。

#### (2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組みます。

#### (3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分には当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるとともに、その状況が良好で一定の条件を満たした大企業については次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。



#### (4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類製造者に対する技術指導や酒類業者に対する酒類の表示に関する調査等を実施し、酒類の安全性の確保と品質水準の向上に努めます。
- 未成年者の飲酒防止や環境への配慮などの社会的要請に対応するため、酒類の売場における適切な陳列指導や酒類容器のリサイクル制度の周知等を実施します。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況の実態調査を行い改善指導するとともに、公正取引委員会とも連携し、酒類の公正な取引環境の整備に努めます。
- 日本産酒類の輸出環境整備を図るため、日本産酒類の魅力発信や、輸出の障壁となっている外国の規制解除等について、関係省庁とも連携し、取り組めます。

#### (5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

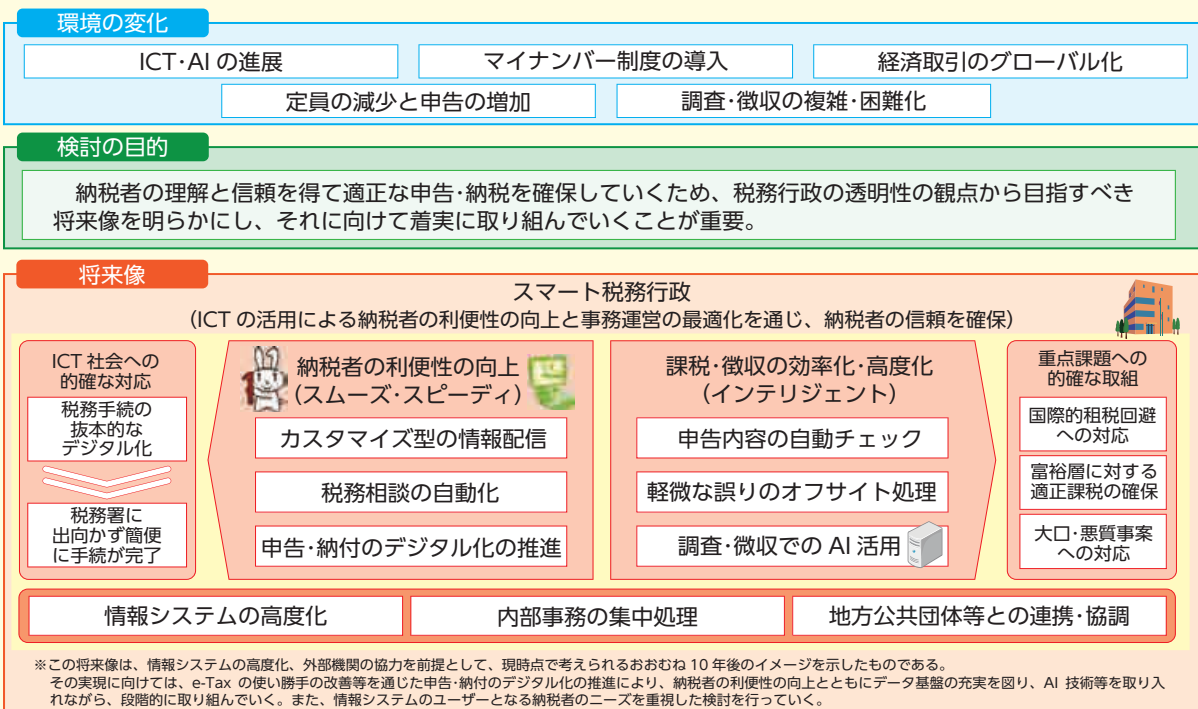
#### (6) 政策評価と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組めます。

### コラム1 「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」の公表

国税庁では、今後とも納税者の皆様の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けて着実に取り組んでいくことが重要との考えの下、平成29(2017)年6月に、「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」を公表いたしました。

#### 「税務行政の将来像」～スマート化を目指して～



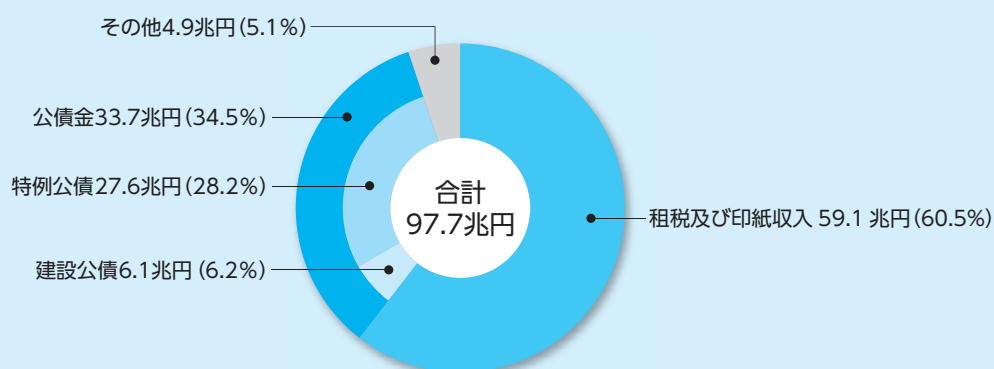
## 3 国税組織の概要

### (1) 国の収入と税

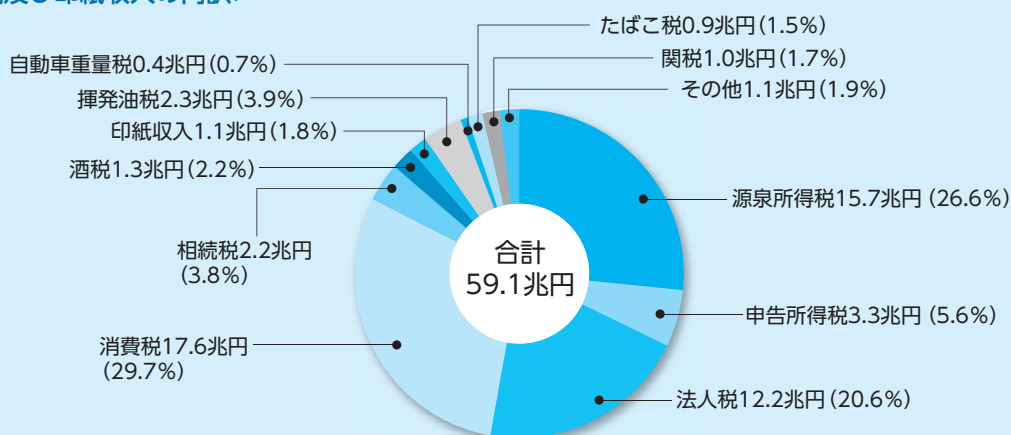
平成30(2018)年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間97兆7,128億円です。そのうち59兆790億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。

■ 国の収入(平成30(2018)年度一般会計歳入(当初予算))



<租税及び印紙収入の内訳>



※1 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。

※2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

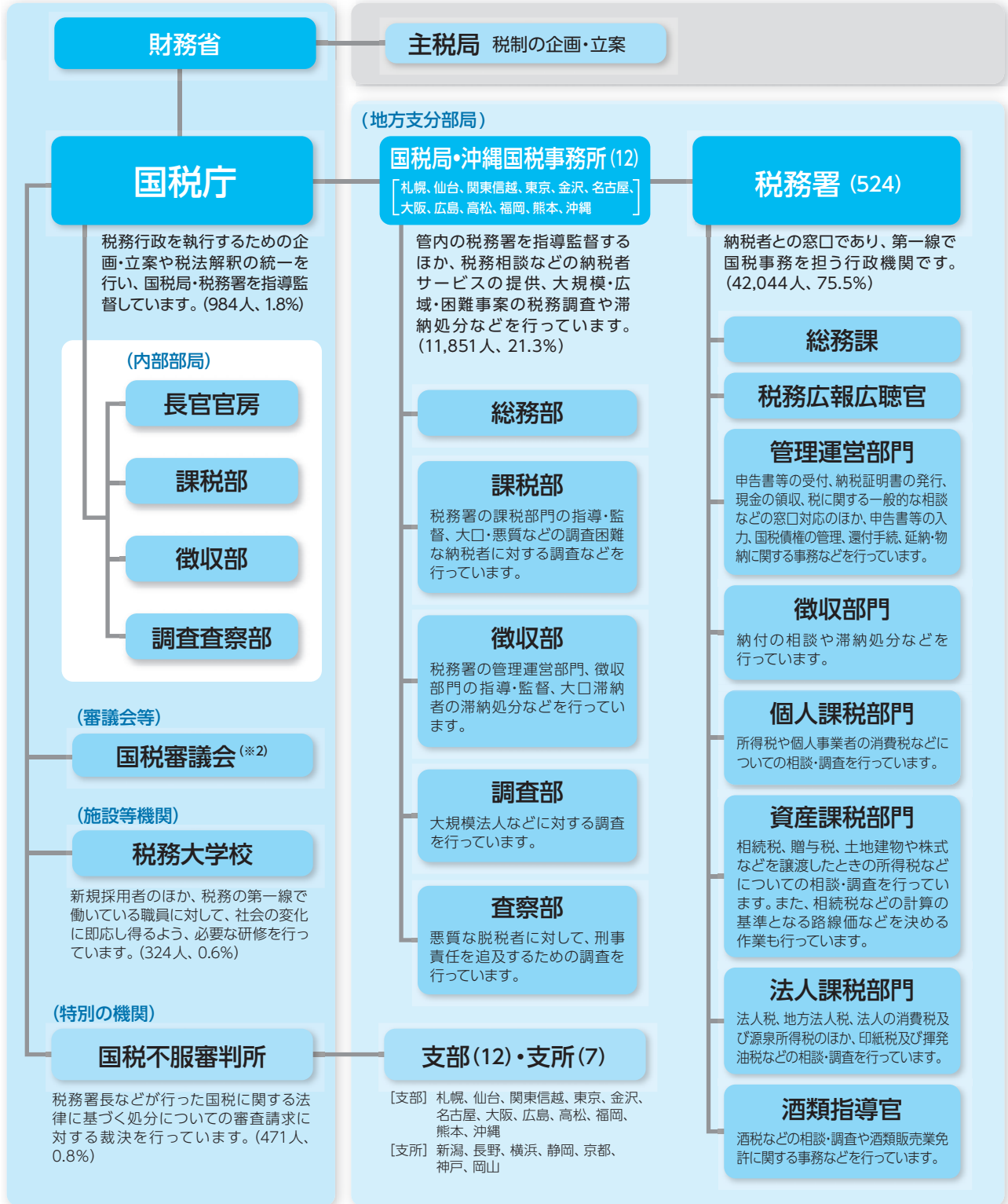
### (2) 国税庁の予算と定員

平成30(2018)年度の国税庁関係当初予算額は7,026億円で、人件費は5,505億円、一般経費は1,521億円です。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台でした。その後、平成元(1989)年に消費税が導入されたことなどに伴い増加し、平成9(1997)年度に平成元(1989)年度以降のピークを迎え5万7,202人となりましたが、平成30(2018)年度は5万5,674人となっています。

### (3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。<sup>(※1)</sup>



※1 各部署の人数、%は、平成30(2018)年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## ～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

## 1 情報提供等

## ～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>) (平成29(2017)年度アクセス件数2億7,903万件)を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に設置したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

## 税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

## (1) ホームページによる情報提供

## ～ 国税庁ホームページは利便性に配慮 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるように、案内メニューを1か所に集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めるとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、高齢者や視覚に障害のある方の利便性にも配慮しています。

また、閲覧端末の画面サイズに合わせて、自動的に表示を調整する機能(レスポンシブWebデザイン)により、スマートフォンやタブレットからも快適にご覧いただけます。

なお、携帯電話からは、国税庁ホームページ携帯等版(<https://www.nta.go.jp/m>)をご覧ください。

# 国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は平成30(2018)年5月現在のものです。



- 1 **サイト内検索**  
国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能
- 2 **文字拡大・音声読み上げ**  
高齢者や視覚に障害のある方のためのサポート機能
- 3 **グローバルナビゲーション**  
各種情報への入口となる案内表示
- 4 **新着情報**  
新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示
- 5 **月間アクセスランキング**  
アクセス件数の多いページをランキング形式で表示
- 6 **分野別メニュー**  
アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示
- 7 **税務署を検索**  
郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能
- 8 **SNS等**  
国税庁が行う情報発信ツールを集合して表示
- 9 **サイトマップ**  
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA\_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

徴収 適正・公平な課税

権利救済

適正な運営

適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### (2) 租税教育

#### ～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会(国、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

なお、学習指導要領の改正、主権者教育の重要性の高まりなど、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者等のニーズを的確に把握した上で、関係機関と連携を図り、児童・生徒等が主体的・対話的に考察し、深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/>)を設け、租税の意義や役割を学習するページなどを提供しています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



税の学習コーナートップページ(平成30(2018)年5月現在)

#### ■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
職員	8,428人	9,071人
職員以外	28,954人	31,788人
合計	37,382人	40,859人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

#### ■ 税の作文の応募編数

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
高校生の応募編数	210,468編	218,208編
中学生の応募編数	629,534編	616,072編

## 租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナー (<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>) をご覧ください。



租税史料室

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

### (3) 講演会

#### ～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

申告納税制度の下、自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることによる納税に対する納得感の醸成に向けた、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

#### ■ 講演会の開催回数

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
開催回数	1,458回	1,690回

### (4) 説明会

#### ～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

#### ■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成27事務年度 (2015)	平成28事務年度 (2016)
開催回数	26,671回	23,016回
参加人員	1,180千人	1,060千人

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### (5) 事前照会

#### ～ 納税者の予測可能性を向上 ～

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項については、税務署などで事前の照会に応じ回答するとともに、参考となるものについては、質疑応答事例として国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/01.htm>)に掲載しています。

また、事前照会のうち、文書回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすときには、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm>)に掲載しています。

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成 28 年度末 (2016)	平成 29 年度末 (2017)
掲載件数	1,821 件	1,928 件

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
受付件数	132 件	133 件

### (6) 税務相談

#### ～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

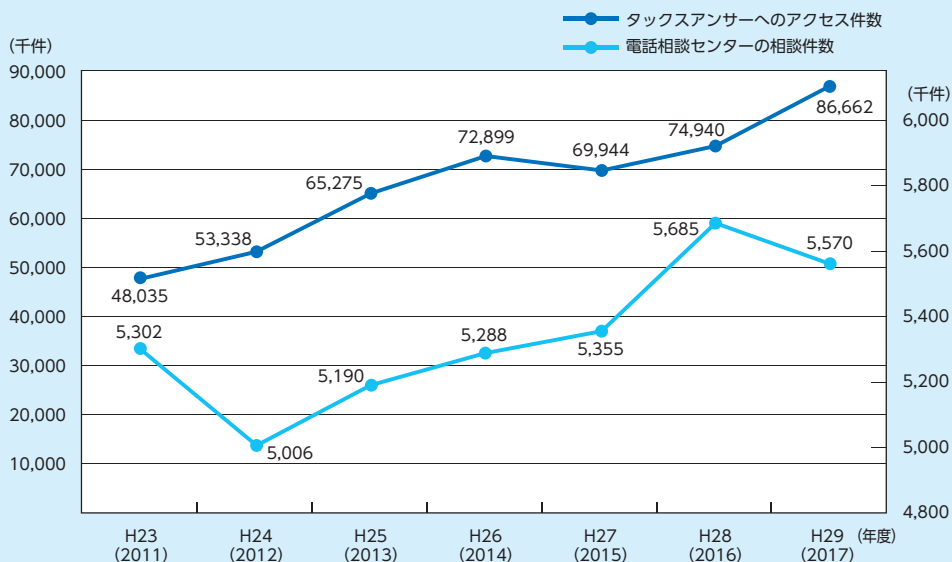
税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も対応可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)にて情報提供を行っています(携帯等版でも提供しています)。



電話相談センター

■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数





## ～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において事前に予約を受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

## 被災した納税者等への対応

先の東日本大震災、熊本地震など、災害により被害を受けた方への対応に当たっては、避難している方が最寄りの税務署で適切に相談できる体制の整備など、引き続き、被害を受けた方の状況や心情に十分配慮し、制度の周知や照会、相談等の対応に努めています。

### 災害により被害を受けた場合の主な制度等

- 申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予することができます。
- 所得税の予定納税や源泉徴収の段階でも、減額又は徴収猶予を受けることができます。
- 住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税法の雑損控除又は災害減免法の税金の軽減免税により所得税を軽減することができます。

なお、手順の詳細やその他の災害に関する税制上の措置については、国税庁ホームページの「災害関連情報」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>)をご覧ください。

The screenshot shows the National Tax Agency (NTA) website with a search bar and navigation menu. The main content area is titled "東日本大震災関連" (Great East Japan Earthquake Related) and includes a "被災された方" (Disaster-affected individuals) section with buttons for "首相官邸" (Prime Minister's Office), "被災された方" (Disaster-affected individuals), "その他一般の方" (Other general individuals), "罰金・義援金" (Fines/Contributions), and "震災特例法" (Disaster Relief Act). A list of links provides detailed information on disaster relief measures.

災害関連情報ページ(東日本大震災関連) (平成30(2018)年5月現在)

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### 2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

#### ～ e-Taxの普及・添付書類も含めた電子化に向け、各種施策を強力に推進 ～

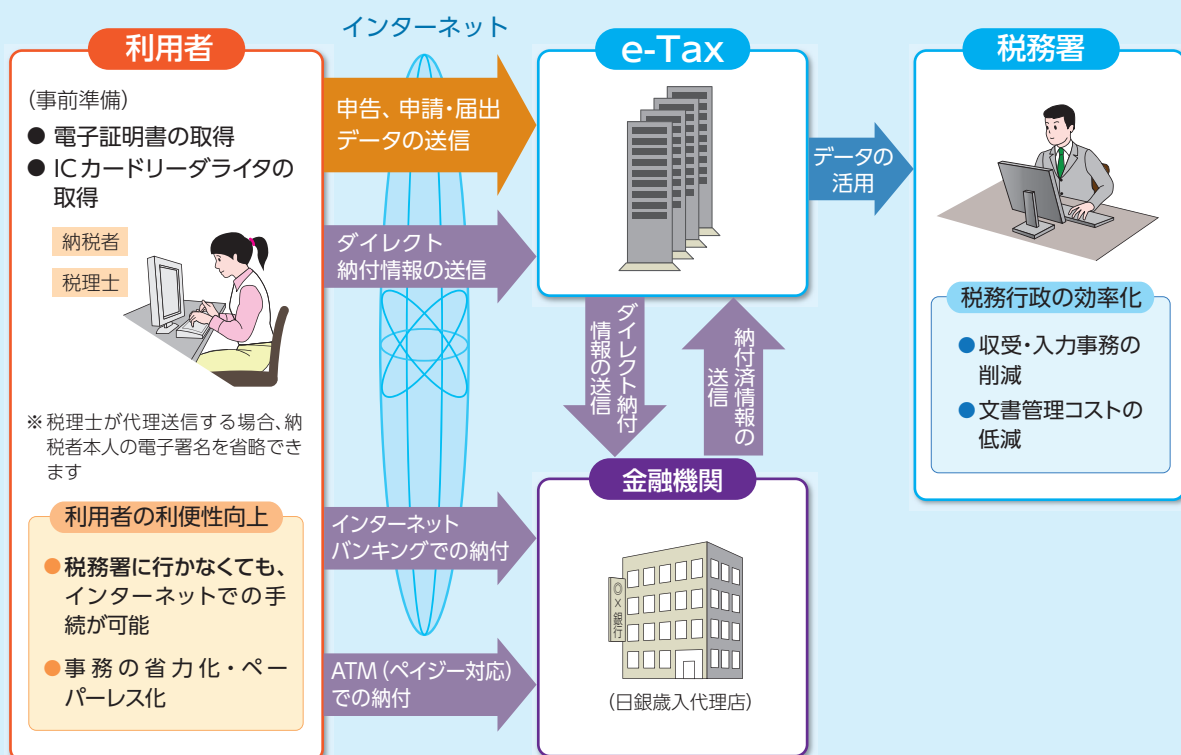
e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができます。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー (Pay-easy)<sup>1</sup> 対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、①事務の省力化や②ペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

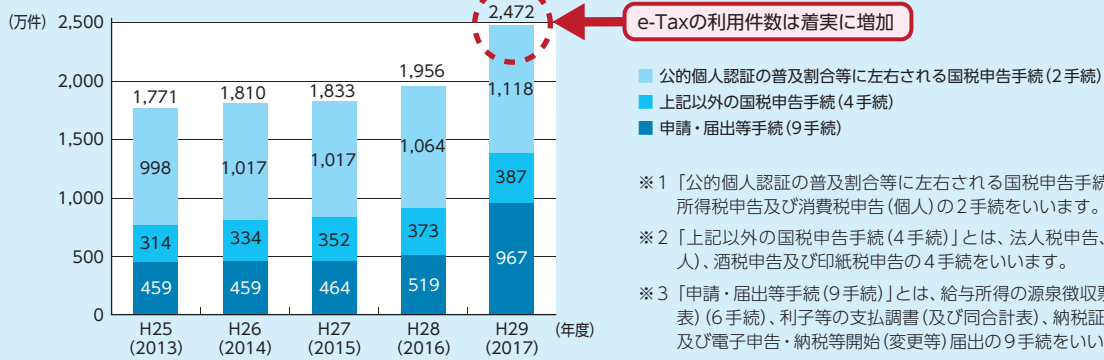
今後は、新たな政府全体の取組方針である「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30(2018)年1月eガバメント閣僚会議決定)に掲げる取組の実現等のために、平成30(2018)年6月に策定した中長期的な計画により、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努めることとしています。

#### ■ e-Taxの概要



<sup>1</sup> 「ペイジー (Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

## ■ e-Taxの利用件数



e-Taxの利用件数は着実に増加

- ※1 「公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続(2手続)」とは、所得税申告及び消費税申告(個人)の2手続をいいます。
- ※2 「上記以外の国税申告手続(4手続)」とは、法人税申告、消費税申告(法人)、酒税申告及び印紙税申告の4手続をいいます。
- ※3 「申請・届出等手続(9手続)」とは、給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)、利子等の支払調書(及び同合計表)、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始(変更等)届出の9手続をいいます。

## コラム2 e-Taxの利便性向上を図ります

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策の導入・準備を行っています。  
 また、大法人の電子申告義務化(コラム3参照)に併せて、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう、①提出情報等のスリム化、②データ形式の柔軟化、③提出方法の拡充、④提出先の一元化(ワンスオンリー化)といった施策などを導入することを予定しており、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとしています。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください。

### 1 認証手続の簡便化

#### (1) 個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化【平成31(2019)年1月実施予定】

##### イ マイナンバーカードによるe-Tax利用(マイナンバーカード方式)

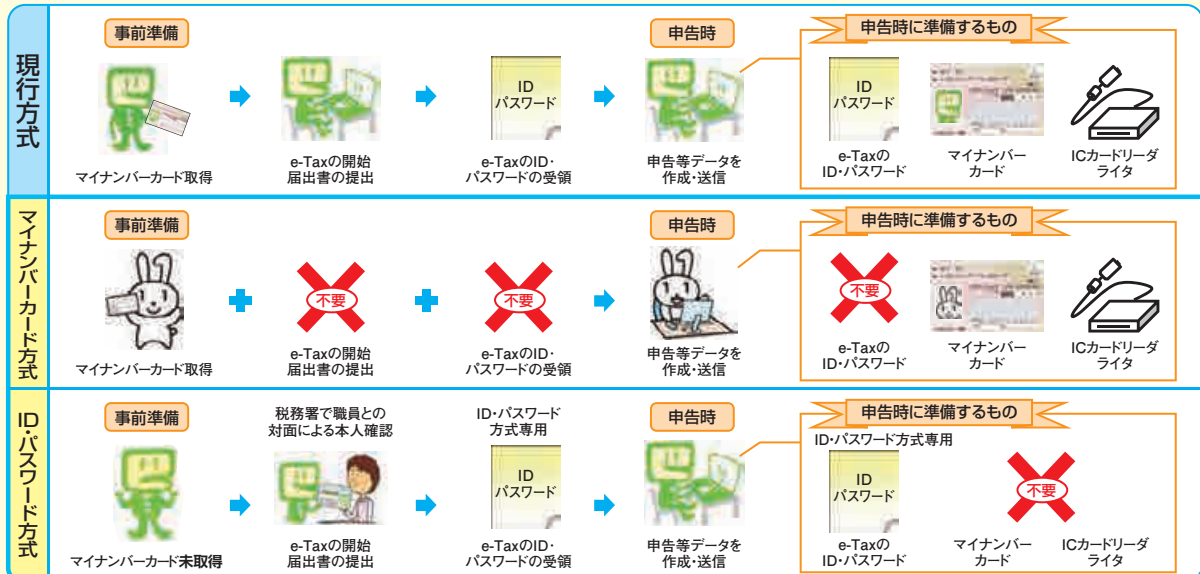
マイナンバーカードを用いてマイナポータル<sup>1</sup>経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

##### ロ ID及びパスワードによるe-Tax利用(ID・パスワード方式)

マイナンバーカード及びICカードリーダーライターをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。

1 マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのことです。

### ～平成31(2019)年1月以降の個人納税者に係るe-Tax利用のイメージ～



※ 上記に併せて利用者数の多い給与所得者(年末調整済み)の医療費控除やふるさと納税による還付申告について、スマートフォン等による申告を可能とする予定です。

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### (2) 法人納税者のe-Tax利用の電子認証の簡便化【平成30(2018)年4月実施】

#### イ 法人税申告等における自署押印制度の見直し

法人税申告等における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止され、法人納税者がe-Taxを利用して申告を行う際、当該法人納税者の経理責任者の電子署名及び電子証明書の送信が不要となりました。

#### ロ e-Taxにおける法人の認証方式の簡素化

法人納税者がe-Taxを利用して申告を行う際、当該法人納税者の代表者から委任を受けた者(当該法人納税者の役員及び職員に限ります。)の電子署名及び電子証明書を送信する場合には、代表者の電子署名等の送信が不要となりました。

### 2 添付書類のイメージデータによる提出【所得税法等による添付書類：平成29(2017)年1月実施、法人税等による添付書類：平成28(2016)年4月実施】

別途書面による提出が必要であった住宅借入金等の残高証明書や出資関係図などの添付書類について、イメージデータによる提出を可能としています。

### 3 相続税申告手続のe-Tax対応【平成31(2019)年10月以降実施予定】

相続税申告書について、e-Taxでの提出を可能とします。

### 4 医療費通知データを活用した申告手続の簡素化【平成30(2018)年1月実施】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを改修し、所得税の医療費控除の適用を受ける場合に、確定申告書をe-Taxにより提出する際、医療保険者から提供された「医療費通知」データ(XML形式)を添付書類として確定申告書等データとともに送信することが可能となりました。

### 5 法人番号の入力による本店情報の自動反映【平成31(2019)年4月実施予定】

e-Taxの利用により申告・申請・届出等の手続を行う場合に、法人番号の入力により、法人番号通知情報(法人の名称及び所在地等の本店情報)の自動反映を可能とします。

## コラム3 大法人はe-Taxによる申告が必要となります

経済社会のICT化などを踏まえ、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を推進する観点から、平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度等について、資本金の額等が1億円超などの要件に該当する大法人の確定申告書等の提出については、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、電子的に提出することが義務付けられることとなります(平成30(2018)年度税制改正)。

大法人の電子申告義務化に当たっては、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう、環境整備を進めることとしています(具体的内容は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください)。

#### ■ 対象税目・手続

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

#### ■ 大法人とは

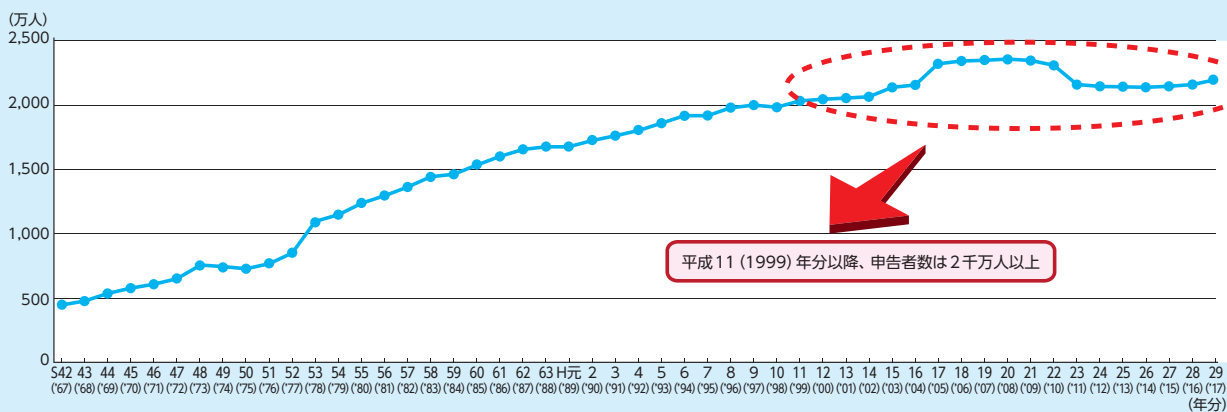
- 法人税等…事業年度開始時における資本金の額等が1億円を超える法人  
相互会社、投資法人及び特定目的会社
- 消費税等…法人税等の義務化対象者  
国・地方公共団体及び事業年度開始時における出資金の額が1億円を超える公共法人

### 3 確定申告

#### ～ 所得税の申告者数は2,198万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、多額の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。平成29(2017)年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,198万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,283万人を超え、半数以上を占めています。

■ 個人申告者の推移



納税者の多様なニーズに対応するために様々なサービスを提供  
 → 簡単・便利な申告手続の実現に向けた取組を実践

#### (1) ICTを利用した申告の推進

##### ～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

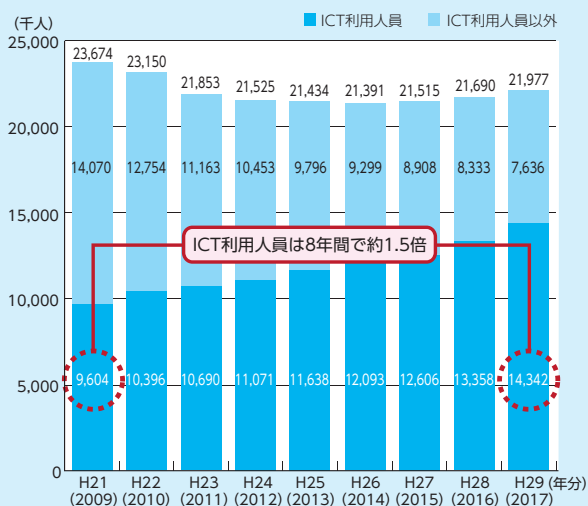
国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書等は、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、e-Taxで送信することにより、税務署に出向くことなく、ご自宅等からインターネットを利用して申告できますので、便利です。

また、書面で出力し郵送等で提出することもできます。

※ 税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

■ ICTを利用した所得税申告書の提出人員



## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### ～ 「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ～

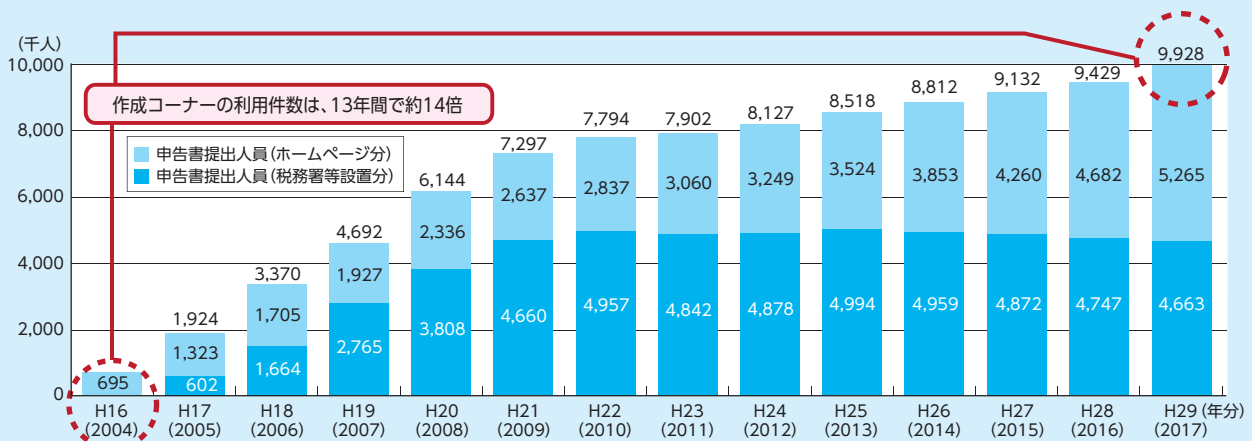
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができます。

また、作成した申告データはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成29(2017)年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて993万件と、全提出人員の約45%を占めています。このうちの約49%程度がe-Taxにより提出されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。

税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16(2004)年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。

平成15(2003)年分以前の申告書提出人員は未把握です。

平成19(2007)年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

## (2) 多様な納税者ニーズへの対応

### ～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成29(2017)年分の確定申告期においては、平成30(2018)年2月18日と2月25日に実施し、29万3,000件の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

## 地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面においては、所得税の申告をした場合、税務署から地方公共団体にその情報が提供されるため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

さらに、執行面においては、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、積極的にICT化を推進することにより、国及び地方公共団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

## 4 納付手段の多様化

### ～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

納付手段としては、現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、ダイレクト納付、クレジットカード納付といった多様な納付手段を順次導入し、平成30(2018)年1月からは、ダイレクト納付において複数の預貯金口座を利用可能とするなど、納税者サービスの向上を図っています。

また、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できます。

### ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、平成30(2018)年3月末現在、423の金融機関で利用可能となっています。

### インターネットバンキングなどを利用した電子納税

国税については、ペイジー(Pay-easy)に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税が可能です。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税を行うためには、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

### コンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、コンビニエンスストアでの納付が可能です。平成28(2016)年度のコンビニ納付件数は、約169万件でした。

コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合や、納税者の皆様から確定した税額について納付書の発行依頼があった場合などに所轄の国税局・税務署で発行しています。

### クレジットカード納付

クレジットカード納付は、パソコンやスマートフォン等からインターネットを利用して、専用のWeb画面(国税クレジットカードお支払サイト)において、納付に必要な情報を入力することにより、納付受託者に国税の納付を委託する手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなります(決済手数料は、国の収入になるものではありません)。

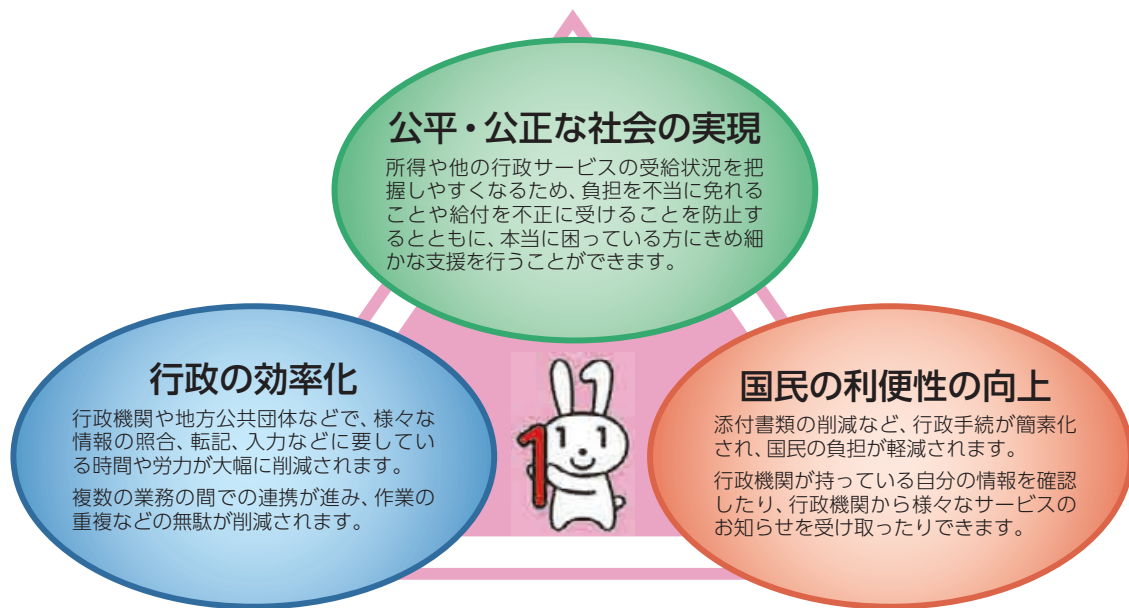
## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### 5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組

#### (1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー(個人番号)及び法人番号の利活用機関となっています。



(出典：内閣府ホームページ(<http://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html>))

#### イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

#### ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能とされており、法人等の基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)は、原則としてインターネット上に広く公表されます。

#### (2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

##### ～ 国税分野での利用 ～

税務署等に提出する申告書や法定調書等には、マイナンバーや法人番号を記載します。

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。



## ～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機とした納税者利便の向上策として、①平成28(2016)年分以降の住宅ローン控除等の申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、②国と地方にそれぞれ提出する必要がある給与・公的年金等の源泉徴収票・支払報告書に係る電子的提出の一元化が、平成29(2017)年1月から開始されました。

今後は、各行政機関の情報が一元的に閲覧可能なマイナポータルの「お知らせ」に、e-Taxのメッセージボックスの情報等を格納するなど、更なる納税者利便の向上策の検討を進めています。

## ～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書等の書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。

## ～ 周知・広報の実施 ～

国税庁では、マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイトを設けてFAQなどを掲載しているほか、関係民間団体や業界団体等に対する説明会等の実施、関係省庁と連携して新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

### 社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- 内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ  
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)**  
おかけ間違いのないよう十分に注意してください。  
平日9時30分～20時（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。）  
※最新のお問合せ時間は、内閣府ホームページでご確認いただけます。

### 国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

**国税庁 マイナンバー**  <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

**法人番号公表サイト**  <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

- 法人番号の指定、通知書の発送及び国税庁法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せは、国税庁法人番号管理室で受け付けています。  
国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161 (無料)**  
8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）  
一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、**03-5800-1081** におかけください。  
(通話料金がかかります。)

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### (3) 法人番号の付番機関としての対応

#### ～ 法人番号の付番業務 ～

法人番号は、①株式会社などの設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、手続を行うことなく、法務省から提供される登記情報等に基づいて国税庁が指定し、通知を行います。

国税庁は、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報を、「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)において公表しています。

※ 上記①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出ることにより番号指定を受けることが可能です。

#### ～ 法人番号の利活用推進 ～

法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されることが重要であり、関係省庁と連携を図りつつ、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。

#### ～ 国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組 ～

国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本3情報を検索することができます。

また、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API機能<sup>1</sup>を提供しています。

平成30(2018)年4月からは、デジタル化・ネットワーク化が進展している中、法人が活用しやすくなるよう、国税庁法人番号公表サイトに商号又は名称のフリガナを新たに追加しました。

#### ～ 法人番号の国際的な利活用推進に向けた取組 ～

##### イ 国際標準規格に基づく発番機関登録

法人番号が国内のみならず、国際的な流通(電子商取引等)において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構(ISO)に登録し、「発番機関コード」を取得しています。

発番機関コードと法人番号を組み合わせることにより、国際取引においても唯一無二性をもつ無償の企業コードとして、法人番号を利用することができます。

##### ロ 国税庁法人番号公表サイト(英語版)の開設

経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、平成29(2017)年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>)を開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

<sup>1</sup> 「API」とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要なプログラムを定めた規約のことで、「Application Programming Interface」の略です。「Web-API」はAPIの類型の一つで、インターネットを通じてWebサイト上で公開されるものです。

## 6 IT化・業務改革(BPR)<sup>1</sup>の推進

### ～ デジタル・ガバメントの実現に向けて ～

近年、税務行政を取り巻く環境は、ICTやAIが著しく進展するとともに、新たにマイナンバー制度が導入されるなど大きく変化しています。

こうした状況の下、平成29(2017)年5月には、全ての国民がIT・データ利活用の便益を享受し、真に豊かさを実現できる社会の実現を目指す「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(閣議決定)が策定されました。また、これに併せて、同計画の重点分野の一つである電子行政分野について、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、デジタルを前提として行政を見直し、デジタル・ガバメントの実現を目指す「デジタル・ガバメント推進方針」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用戦略会議決定)が決定されました。

国税庁では、これらに基づき、KSKやe-Taxなどの情報システムについて、平成33(2021)年度を目途に運用コストの3割削減に向けた取組を着実に進めるとともに、国民・事業者の目線に立ち、利用者負担の軽減や行政運営の効率化・高度化を図るための業務改革(BPR)を推進することとしています。

### システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的に行うなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

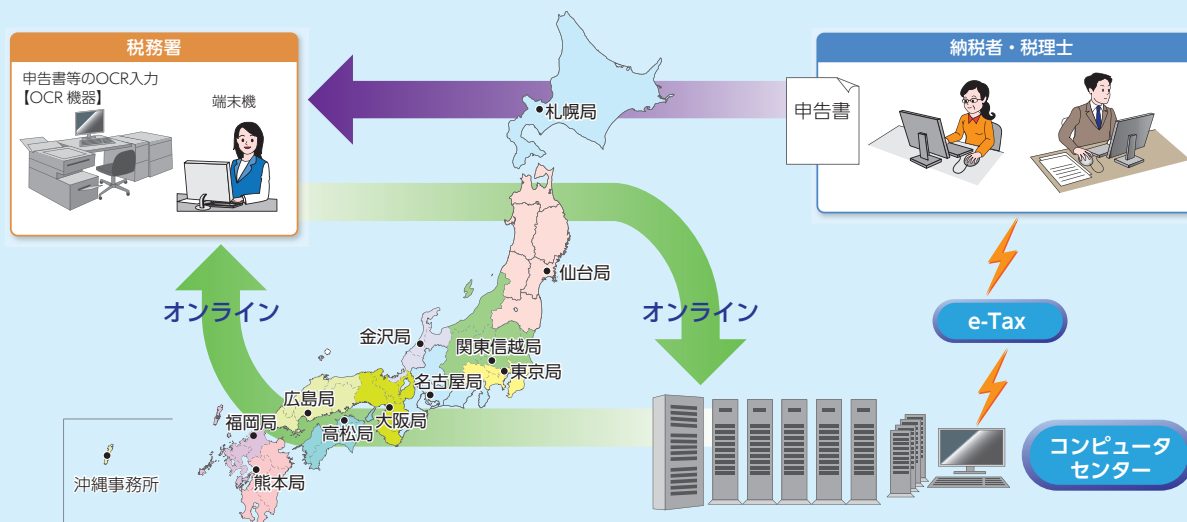
なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)<sup>2</sup>を構築し、平成19(2007)年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001<sup>3</sup>に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

1 「業務改革(BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、「BPR」とは、Business Process Reengineeringの略です。  
2 「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。  
3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### 国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。



## 7 適正な源泉徴収制度の運営

### ～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

## 8 改正消費税法への対応

### (1) 消費税の軽減税率制度

～ 軽減税率制度の周知・広報の実施 ～

#### イ 軽減税率制度の概要

消費税の「軽減税率制度」は、消費税率の引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、平成31(2019)年10月1日から実施されます。

#### ■ 税率及び対象品目

消費税率等	標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率対象品目	①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

#### ■ 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



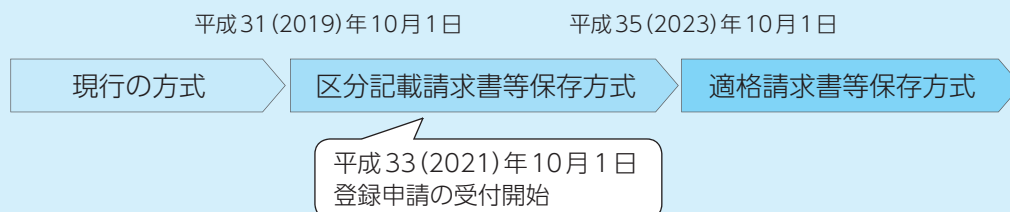
#### □ 帳簿及び請求書等の記載と保存

- (イ) 軽減税率の対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。
- (ロ) 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等(「区分記載請求書等」といいます。)の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。

## II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

- (ハ) 平成35(2023)年10月からは、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書」<sup>1</sup>などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書等保存方式)。

### ■ 仕入税額控除の方式の変更スケジュール



### ■ 帳簿及び請求書等の記載事項

記載項目		適用期間	～平成31(2019)年 9月30日	平成31(2019)年 10月1日～	平成35(2023)年 10月1日～
請求書等	・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引金額 ・請求書受領者の氏名または名称		請求書等保存方式 (現行の方式)	区分記載請求書等 保存方式	適格請求書等 保存方式
	・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した税込対価の額				
	・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率				
帳簿	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引金額		請求書等保存方式 (現行の方式)	区分記載請求書等 保存方式	適格請求書等 保存方式
	・軽減税率の対象品目である旨				

## 八 軽減税率制度の周知・広報

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要となりますが、このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協力を密にしなが、以下のような制度の広報や相談への対応に努めています。

<sup>1</sup> 「適格請求書」を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)のみです。登録申請の受付は、平成33(2021)年10月1日からとなります。

### ● 国税庁ホームページに軽減税率制度の特集ページを開設

※ 国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>) を  
ご覧ください。

### ● 軽減税率の適用対象品目などについて、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aを公表

### ● 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設

### ● 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)を開設

専用ダイヤル **0570-030-456**

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除きます。)

### ● 各種説明会を通じた軽減税率制度の説明

### ● 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での軽減税率制度に関する相談への対応

### ● 国税庁ホームページに軽減税率制度の概要を説明した動画を公開(Web-TAX-TV)

## (2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

### ～ 消費税の転嫁に関する相談への対応や酒類業者に対する指導などの実施 ～

消費税転嫁対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられています。

そのため、国税庁においては、次のような取組により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めています。

- 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集の公表
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での価格表示(総額表示義務の特例)、消費税の転嫁に関する相談への対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に対する指導等
  - ・ 特措法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言
  - ・ 転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っている場合における、速やかな調査の実施

## 9 関係民間団体との協調

### ～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、税に関する情報が納税者の皆様に分かりやすく的確に伝わるよう、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

このように、関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

## Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

### 青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,800の会があり、会員数は約61万人です(平成30(2018)年4月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ(<http://www.zenairobr.jp>)をご覧ください。

### 法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。全国に法人会が481会あり、会員数は約78万社です(平成29(2017)年12月)。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組]及び「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ(<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>)をご覧ください。

### 間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に514団体があり、会員数は約9万人社です(平成29(2017)年4月)。間税会では、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」(国税庁後援)の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(<http://www.kanzeikai.jp>)をご覧ください。

### 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約2万3,600組合があります(平成29(2017)年3月)。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ(<http://www.zennoren.jp>)をご覧ください。

### 納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約15万人社です(平成30(2018)年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ(<http://www.nouzeikyokai.or.jp>)をご覧ください。



## 1 適正・公平な課税の推進

## ～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

## ■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H27 (2015)	H28 (2016)
申告所得税		66	70
法人税		94	97
消費税		125	130
相続税		12	12

## ■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H27 (2015)	H28 (2016)
申告所得税		798	819
法人税		1,592	1,732
消費税		780	1,030
相続税		583	716

## ～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

## (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

## ～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

## ◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 租税条約に基づく自動的情報交換資料等を活用し、海外の預金に係る利子などの申告漏れを把握
- いわゆるタックスヘイブンに設立したペーパーカンパニーを介して取引を行い、税負担を軽減していた事実を把握

※ 上記の事例の詳細については、国税庁ホームページの「国際戦略トータルプラン - 国際課税の取組の現状と今後の方向 -」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>)をご覧ください。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、社会的に問題となっている金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、税関当局との一層の連携を図っています。

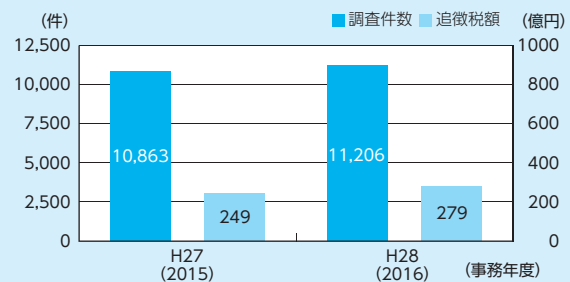
### ◎ 消費税の調査事例

- 数年おきに他人名義で所得税の申告を行うことで、自身が実質所得者であることを隠蔽し、消費税の課税を逃れていた事実を把握
- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしている事実を把握

## ～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

### ■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



### ◎ 無申告の調査事例

- 社員が副業のネット販売について申告していなかった事実を把握
- 事業活動を隠蔽する目的で、本店登記地の遠隔地で事業を行い、税務申告を不正に逃れていた事実を把握

## ～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

## (2) 調査以外の手法の活用

### ～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

#### ◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、お尋ね等の書面照会を行い、申告についての自主的な見直しの呼び掛け
- 一定の業種・地域の納税者に対し、適正申告の喚起文の発送、説明会の開催、リーフレットの配付を行い、業種・地域全体の申告水準の向上及び今後の適正申告の確保を図る取組

### 協力的手法による取組

国税庁では、大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

#### ● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。このため、大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で一定の条件を満たした大企業については、次回調査までの間隔を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁では、限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理が発生するリスクや税務調査対応の負担が軽減するといったメリットが生じるものと考えています。

本取組の詳細な内容は、国税庁ホームページ「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>)をご覧ください。

#### ● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

##### ～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「[申告書の自主点検と税務上の自主監査に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>)に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用ください。

これらの活用により、申告書誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えています。

#### ● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

国税庁では、納税者による自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を図る観点から、「[移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm)」（平成29(2017)年6月）(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>)を公表しました。

また、移転価格税制に係る文書化制度の周知・広報及び相談対応を行い、制度の定着、円滑な運用が図られるよう取り組んでいます。詳しくは、コラム5(50ページ)をご覧ください。

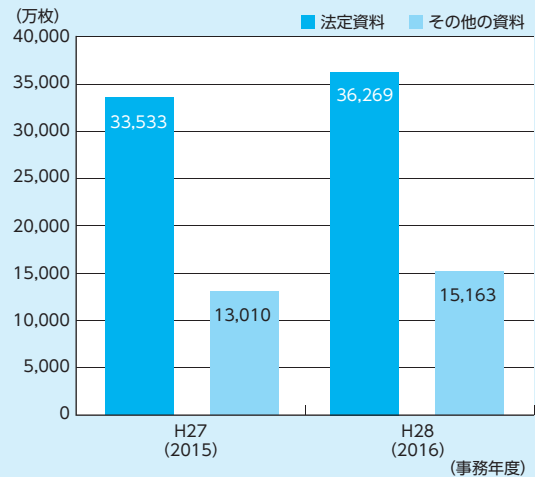
## (3) 資料情報

### ～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

特に、経済取引の国際化、ICT化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態を把握するため、海外投資や海外企業との取引に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいるところであり、仮想通貨やシェアリングエコノミー（民泊など）に関する取引についても着目しています。

■ 資料情報の収集枚数



## (4) 査察

### ～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化等により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の告発に努めています。

### ～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

平成29(2017)年度においては、消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案や自己の所得を秘匿し申告を行わない無申告脱税事案に積極的に取り組み、過去5年間で最も多くの告発を行いました。

また、国際事案や太陽光発電関連事案など近年の社会情勢に即した事案に対しても積極的に取り組み、多数の事案を告発しました。

#### ■ 平成29(2017)年度告発事例

##### 消費税の輸出免税制度を利用して不正に還付を受けていたもの

化粧品の輸出等を行う会社が、取引事実が無いにもかかわらず、国内の業者からの架空仕入（課税取引）及び国外の業者への架空輸出売上（免税取引）を計上する方法により、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

## ■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成28年度 (2016)	178件	193件	132件	16,106百万円 (12,692百万円)	83百万円 (96百万円)
平成29年度 (2017)	174件	163件	113件	13,509百万円 (10,001百万円)	83百万円 (89百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

## ◎ 平成29(2017)年度実刑判決が出された事例

高級腕時計の輸出版売を行う会社3社は、グループ会社の在庫商品である高級腕時計を利用し、腕時計を何度も国内と国外で循環させる方法により、架空の国内仕入(課税取引)及び架空の輸出売上(免税取引)を計上し、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

会社3社を経営していた者は、これらの会社及び関係会社の消費税法及び地方税法違反の罪で懲役7年6月の実刑判決を受けました。

## ■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成28年度 (2016)	内12 100件	内12 100件	100.0%	内9 14人	59百万円	13.9月	14百万円
平成29年度 (2017)	内5 143件	内5 143件	100.0%	内4 8人	62百万円	14.7月	15百万円

※1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

## ～ 脱税によって得た不正資金の留保状況 ～

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券として留保されていたほか、居宅や太陽光発電所、高級外車、高級腕時計の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。また、不正資金の一部が、国外の預金口座で留保されるほか、国外のカジノでの遊興に費消されていた事例がありました。

## 過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅押入れの可動式床の床下に存在した金庫の中から現金を把握



## 2 確実な税金の納付

### (1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約61.6兆円(年度内収納割合は98.8%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成28(2016)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約62兆3,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約61兆6,000億円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

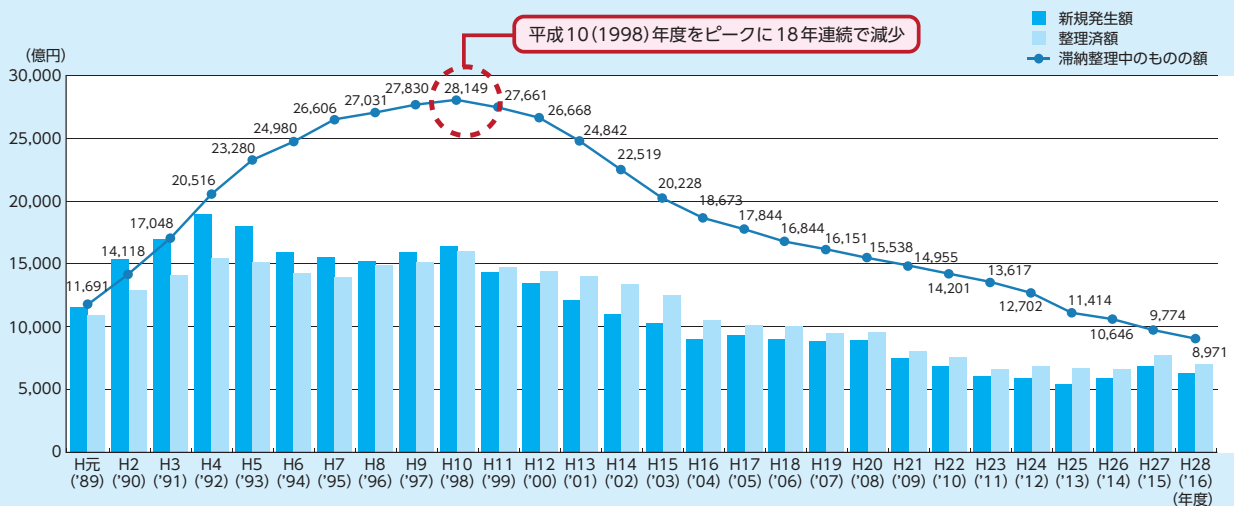
滞納を未然に防止するために、前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなどの取組を行っています。

### (2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の31.9%に ～

滞納とは、国税が納期限までに納付されず督促状が発付されたものをいい、平成28(2016)年度末時点の滞納税額は約8,971億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。  
 ※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約0.9兆円と依然として高水準  
 → 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。

## ～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

なお、猶予制度については、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ確かな納税の履行を確保するという改正の趣旨を踏まえながら、適切に対応しています。

## ～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪<sup>1</sup>の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

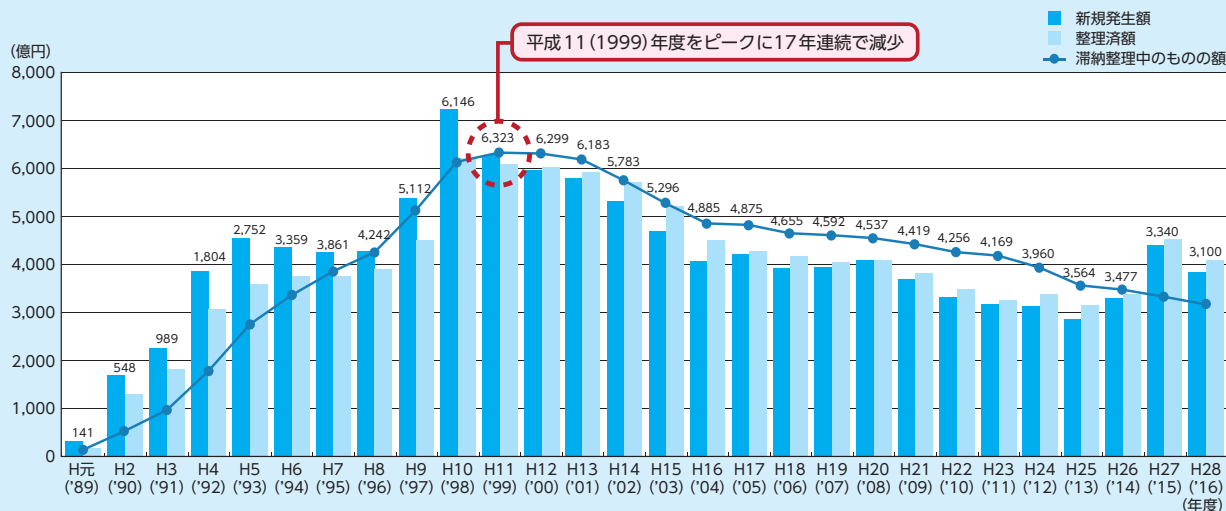
## ～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

処理困難事案については、相当の事務量や高度な徴収技法が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟<sup>2</sup>等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

## ～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、消費税滞納を含む滞納事案の確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。  
 ※ 2 地方消費税を除いています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する法律行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## (3) 集中電話催告センター室

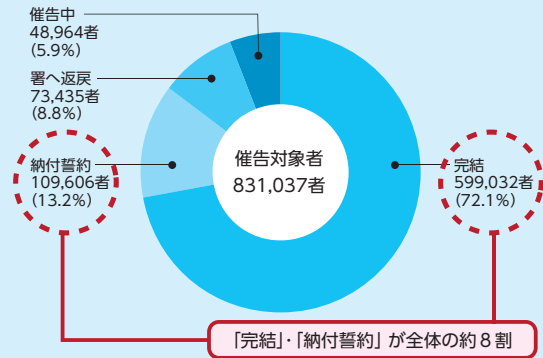
### ～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌し、システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

これにより、平成28(2016)年7月から平成29(2017)年6月末までの1年間で、催告対象約83万者のうち、約60万者(72.1%)が完結し、約11万者(13.2%)が納付誓約となっています。

### ■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成28(2016)年7月から平成29(2017)年6月末までに電話催告の対象となった831,037者のうち、完結に至ったのは599,032者となっています。



## (4) インターネット公売

### ～ インターネット公売で約800物件を売却 ～

国税庁では、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成29(2017)年度は、4回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約9千人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約800物件が売却され、その売却総額は約4億円となっています。

### ■ 過去にインターネット公売で売却した財産の例





## (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

### ～ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務を、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、年間約4,290万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)<sup>1</sup>や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税<sup>2</sup>に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

### 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、個人情報には厳格に管理する必要があり、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者からの協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。

## 3 国際的な取引への対応

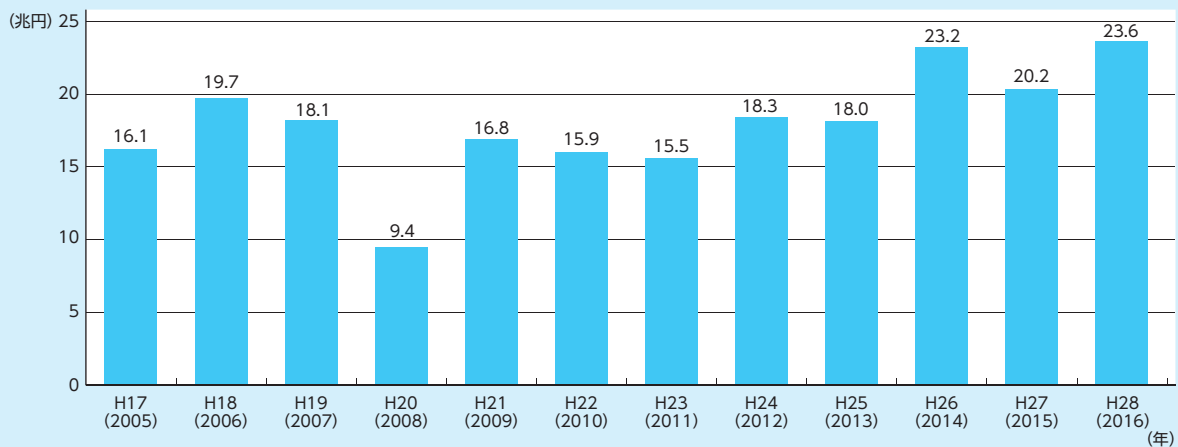
### (1) 背景

#### ～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」の公開やBEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

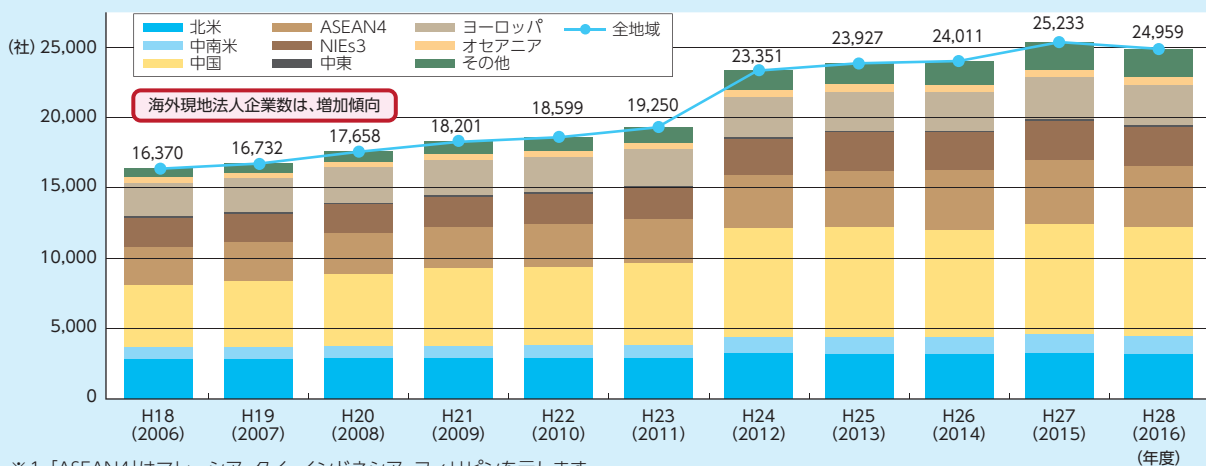
こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

#### ■ 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額



※ 数値については、平成29(2017)年6月の遡及改訂後のデータを掲載しています。  
(出典：日本銀行「資金循環統計」)

#### ■ 現地法人企業数の地域別推移



※1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示します。  
※2 「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示します。  
(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

## 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針 「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付けているところ、平成28(2016)年10月に、国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を公表しました。

「国際戦略トータルプラン」の公表後も引き続き、積極的に国際課税への取組を進めてまいりましたが、平成29(2017)年11月に「パラダイス文書」が公開されるなど、これまでも増して、国民の関心は大きく高まっている状況にあります。

こうした状況から、平成29(2017)年12月に国際課税の取組方針及び具体的な取組状況を取りまとめた「『国際戦略トータルプラン』に基づく取組方針」「『国際戦略トータルプラン』に基づく具体的な取組状況」を公表しています。

### ■ 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針(平成29(2017)年12月版)

平成28(2016)年10月公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針(平成29(2017)年12月版)

#### 国税庁 の方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」、「パラダイス文書」の公開やBEPS(税源侵食と利益移転)プロジェクトの進展などにより、国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。  
→ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく。



※1 CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略  
 ※2 BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源侵食と利益移転の略

## ■ 「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況(平成29(2017)年12月版)(抜粋)

平成28(2016)年10月公表「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況(平成29(2017)年12月版)

### 国税庁における調査・徴収に係る取組状況(調査事例等)

- 近年、個人投資家からの海外投資や企業における海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。
- このような経済社会の変化等に応じ、国際課税への取組は重要な課題であると位置付け、富裕層や海外取引のある企業による、
  - ・海外への資産隠し
  - ・国外で設立した法人を利用した国際的租税回避
  - ・各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避
 等に対し、積極的に調査等を実施している。
- これらの調査等に際しては、課税上の問題点を的確に把握するため、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書のほか、租税条約等に基づく情報交換要請を積極的に活用している(事例1～事例7)。
- また、海外取引に係る申告所得税・法人税のみならず、相続税・贈与税・源泉所得税・消費税などの幅広い税目や、外国子会社合算税制の適用などの国際課税上の問題点の解明について努めるとともに(事例8～13)、徴収面においても、徴収共助制度を活用し、我が国の税収の確保に努めている(事例14)。

事例	項目	概要	税目
事例1	国外送金等調書(送金)の活用事例	外国の知人と通謀して架空経費の計上により資金を国外に留保していた事例	法人税
事例2	国外送金等調書(受金)の活用事例	国外における簿外取引により資金を国外に留保していた事例	申告所得税
事例3	国外財産調書・財産債務調書の活用事例	国外財産調書記載の財産から生じる所得が申告漏れとなっていた事例	申告所得税
事例4	租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例①	外国のツアー添乗員への業務委託費を架空・水増し計上していた事例	申告所得税
事例5	租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例②	取引先との関係を考慮して取引先の従業員に支払った謝礼を販売手数料に仮装していた事例	法人税
事例6	外国当局からの自動的情報交換資料の活用事例	国外預金の利子及び国外不動産の譲渡益が申告漏れとなっていた事例	申告所得税
事例7	外国当局からの自発的情報交換資料の活用事例	国外における簿外取引により資金を国外に留保していた事例	法人税
事例8	外国子会社合算税制を適用した事例	国外への関連法人への出資状況等から外国子会社合算税制を適用した事例	法人税
事例9	相続税の申告から国外財産を除外していた事例	国外に所在する相続財産の存在を知らず申告していなかった事例	相続税
事例10	国外財産について贈与税の申告がなかった事例	国外不動産の贈与を受けていたが贈与税の申告をしていなかった事例	贈与税
事例11	国外財産が相続税申告漏れ・相続した国外株式に係る配当所得等が申告漏れとなっていた事例	相続した国外財産につき相続税の申告漏れとなっており、相続した国外株式から生じる配当所得等が申告漏れとなっていた事例	相続税 申告所得税
事例12	海外取引先への支払について源泉徴収していなかった事例	海外取引先への役員提供対価の支払について源泉徴収していなかった事例	源泉所得税
事例13	消費税の不正還付を未然に防止した事例	国内取引を輸出取引に仮装して不正に消費税の還付を得ようとしていた事例	消費税
事例14	徴収共助事例	母国へ帰国した滞納者の財産を徴収共助により徴収した事例	徴収
参考	日本から外国当局へ自発的情報交換を行った事例	外国当局に情報提供をし、外国当局にて課税が行われた事例	-

## (2) 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

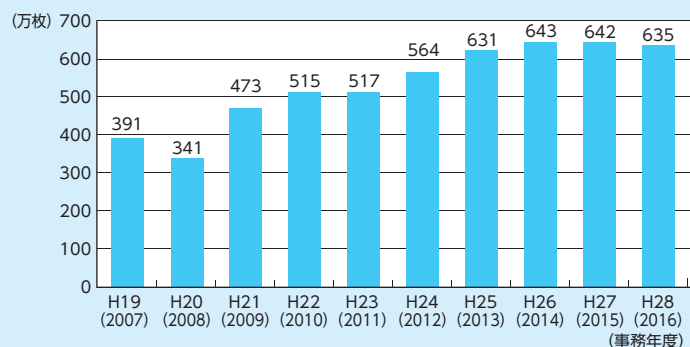
### ～ 海外取引・国外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国内外をまたぐ資金の移動や国外に保有する資産の把握を目的として、次の制度を活用しています。

### イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額、マイナンバー・法人番号などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです(平成10(1998)年4月施行)。

#### ■ 国外送金等調書の提出枚数

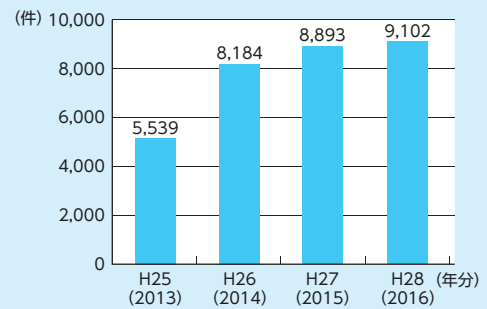


※ 平成21(2009)年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられています。

## □ 国外財産調書

その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類、数量、価額、マイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成26(2014)年1月施行)。

■ 国外財産調書の提出件数



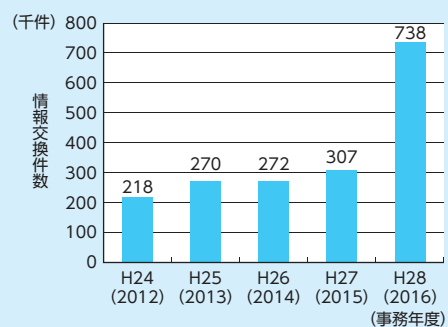
## ハ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上の有価証券等(国外転出時課税の対象となる財産)を有する方が、財産の種類、数量、価額や債務の金額、マイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成28(2016)年1月施行、平成28(2016)年分の提出件数：約73,000件(平成29(2017)年6月末現在))。

## 二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。近年、この情報交換ネットワークの拡充が図られており、平成30(2018)年4月現在、70の租税条約等<sup>1</sup>(123か国・地域)が発効しており、年間数十万件の情報交換を行っています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度に収受した件数と発送した件数を合計したものです。

## ホ CRS(共通報告基準)による非居住者の金融口座情報の自動的交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「CRS(Common Reporting Standard: 共通報告基準)」が策定されました。平成30(2018)年4月現在、102か国・地域の税務当局が、これにより非居住者の金融口座情報の自動的交換を平成30(2018)年末までに開始することを約束しています<sup>2</sup>。

今後、多数の国・地域の税務当局が、①自国に所在する金融機関から非居住者が保有する口座に関する情報(氏名・住所、口座残高等)の報告を受け、②租税条約等に基づきその非居住者の居住地国の税務当局にその情報を提供することとなります。

1 ここで租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

2 これらの国・地域の一部は、既にこの自動的交換を開始しています。

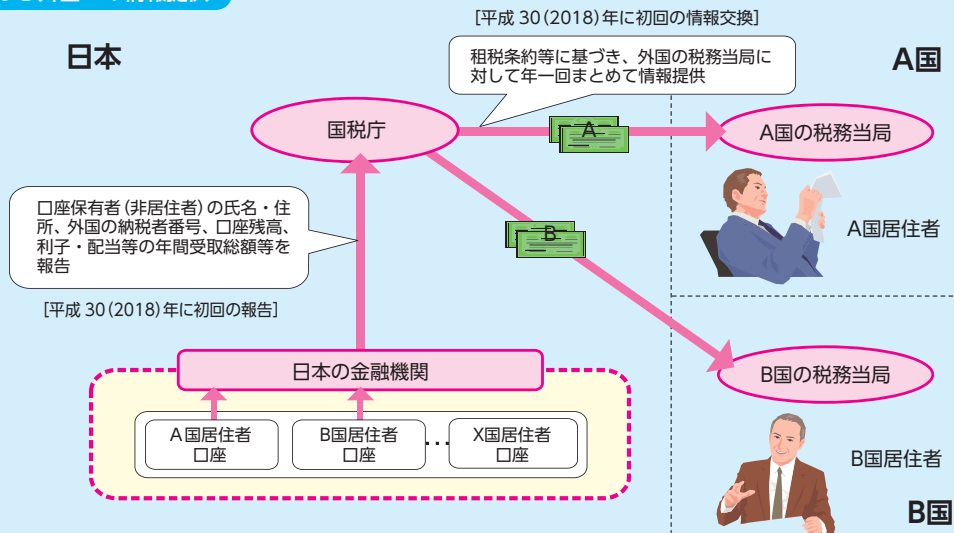
### Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

日本もこの自動的交換を実施するため、平成27(2015)年度税制改正により、国内に所在する金融機関から非居住者が保有する口座の情報について報告を受ける制度を導入しました。

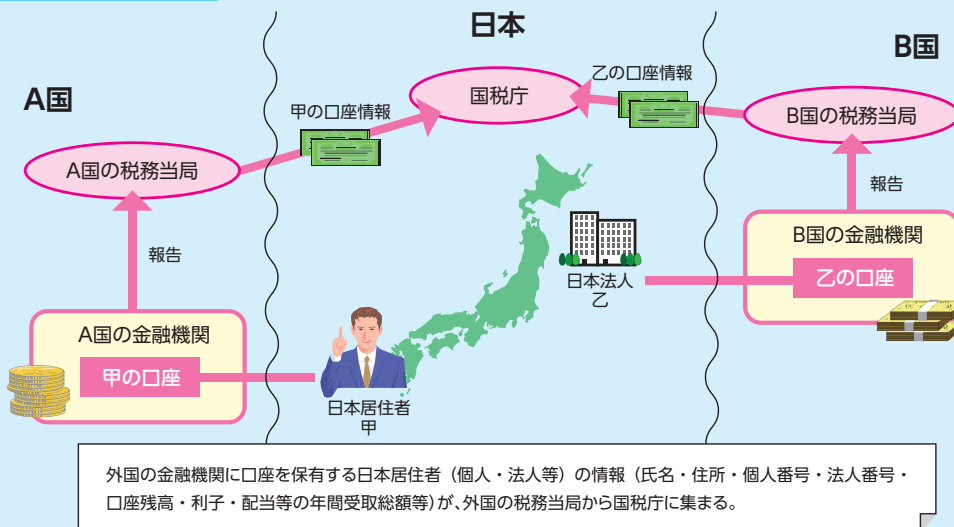
同制度は平成29(2017)年1月1日から施行されており、国税庁は、平成30(2018)年以降、毎年4月末<sup>1</sup>までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局への情報提供を行うこととされています。また、諸外国からも、日本居住者の金融口座情報が提供されることから、海外資産に係る透明性が高まることにより、自主的な適正申告の促進が期待されます。国税庁としては、諸外国から提供を受けた情報を、海外にある金融資産及びそこから生じる所得の把握や、課税上問題のある海外取引の把握や解明などに活用していきます。

#### ■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的交換のイメージ

##### 日本から外国への情報提供



##### 外国から日本への情報提供



<sup>1</sup> 平成30(2018)年については、5月1日となります。

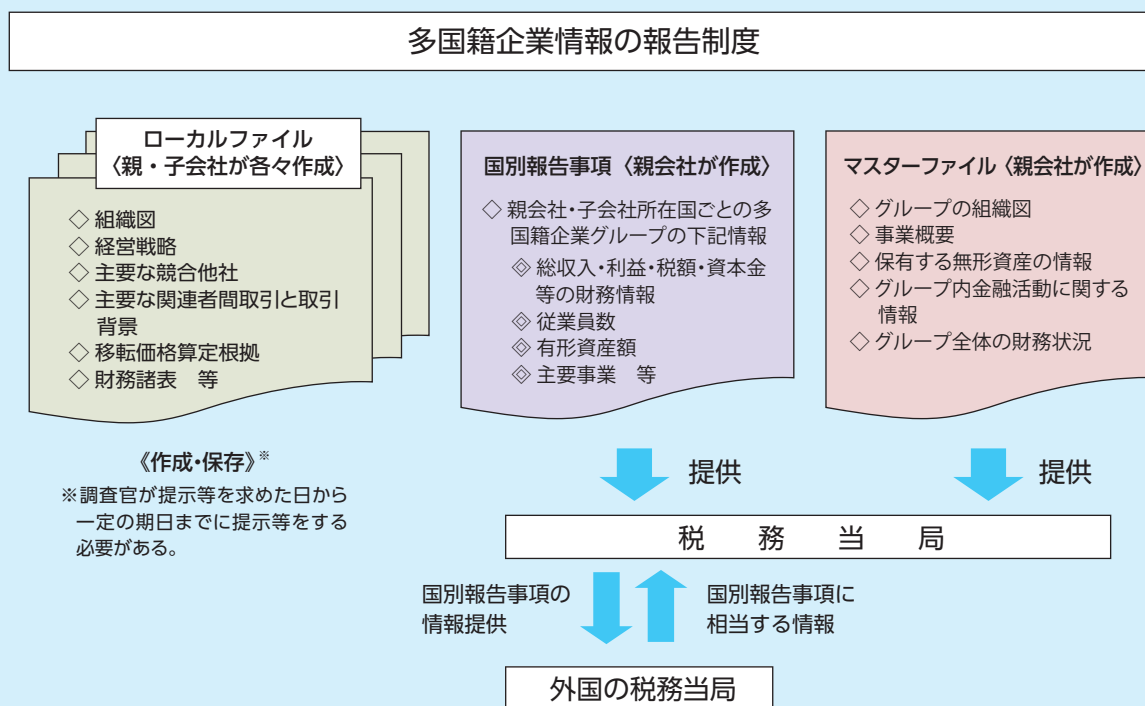
## へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、平成28(2016)年度税制改正において、①多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(「国別報告事項」)、②多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報(「事業概況報告事項(マスターファイル)」)及び③国外の関連企業との取引における独立企業間価格(第三者間の取引価格)を算定するための詳細な情報(「ローカルファイル」)を税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられました<sup>1</sup>。

このうち、国別報告事項は、租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの国外の関連企業の居住地国の税務当局に情報提供することになりました。我が国では、平成30(2018)年9月までに外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からも国別報告事項に相当する情報の提供が開始されることとなります。

また、国外の関連企業との取引金額が一定以上の法人は、ローカルファイルを確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました。このローカルファイルは、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります(平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

### ■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



<sup>1</sup> 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## (3) 調査マンパワーの充実(専門体制の整備・拡充)

### ～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、平成26(2014)事務年度より、富裕層に関する情報収集を更に強化する観点から、東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人、関連する法人を管理対象者グループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

平成29(2017)年7月からは、このプロジェクトチームを全ての国税局に設置し、全国で同様の取組を実施しています。

#### ■ Web-TAX-TV「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、富裕層の中でも特に重点的に管理すべき富裕層について情報の収集・分析を行っている「重点管理富裕層プロジェクトチーム(富裕層PT)」の活躍を題材として、「国際戦略トータルプラン」を分かりやすく解説した番組「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」を配信しています。是非ご覧ください。

## (4) グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

### ～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化するなか、適正・公平な課税を確保するためには外国当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国当局との連携の強化に努めています。

### イ 国際的な枠組みへの参画

#### (イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業がその活動実態と国際課税ルールとのずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24(2012)年に立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための、様々な勧告がなされていますが、国税庁は、財務省とともに、勧告内容の円滑な実現に向けて積極的に取り組んでいるところです。



## ■ BEPSプロジェクトにおいて議論された15の行動

行動1：電子経済の課税上の課題への対処	行動2：ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化
行動3：外国子会社合算税制の強化	行動4：利子控除制限ルール
行動5：有害税制への対抗	行動6：租税条約の濫用防止
行動7：恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止	行動8：無形資産取引に係る移転価格ルール
行動9：リスクと資本に係る移転価格ルール	行動10：他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール
行動11：BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定	行動12：義務的開示制度
行動13：多国籍企業の企業情報の文書化	行動14：相互協議の効果的实施
行動15：多数国間協定の策定	

### □ OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があることから、平成28(2016)年に「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されました。平成30(2018)年4月現在、我が国を含む113か国・地域が「BEPS包摂的枠組み」に参加しており、勧告内容の実施状況に関する相互審査などを実施しています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、150か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC：Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

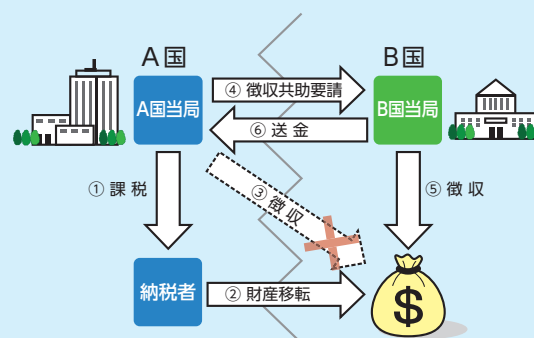
国税庁は、こうした取組に積極的に参画しています。

### □ 徴収共助制度の活用

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において、租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することができないという制約(執行管轄権)がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みにより対処することができます。

我が国においては、平成25(2013)年10月に発効した税務行政執行共助条約<sup>1</sup>などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

#### ■ 徴収共助の仕組み



## 八 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議<sup>2</sup>を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議も実施しています。

<sup>1</sup> 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め85か国において発効しています(平成30(2018)年5月1日現在)。

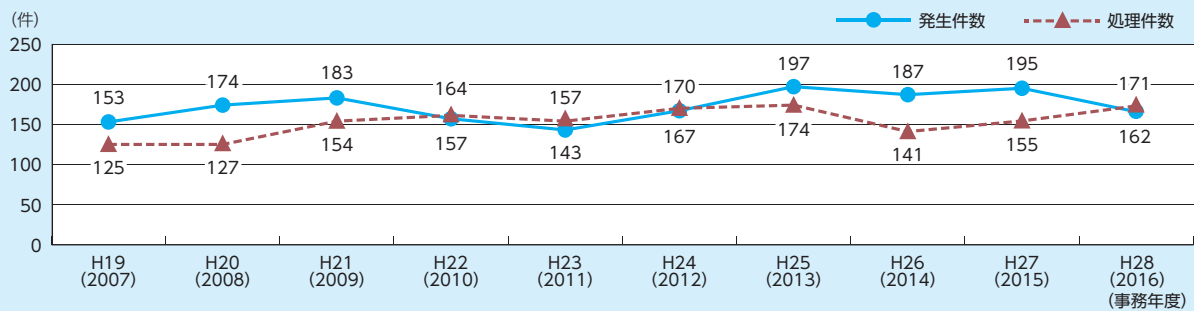
<sup>2</sup> 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合、又は生じると納税者が考える場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

### Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

平成28(2016)事務年度における相互協議事案の発生件数は162件、処理件数は171件であり、翌事務年度への繰越件数は456件でした<sup>1</sup>。発生件数及び処理件数のうち、それぞれ事前確認に係るものが約8割、移転価格課税その他に係るものが約2割を占めています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます。また、新興国に対しては技術協力の積極的な実施により、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、相互協議における事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識やベストプラクティスなども共有しています。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

#### (5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

##### ～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

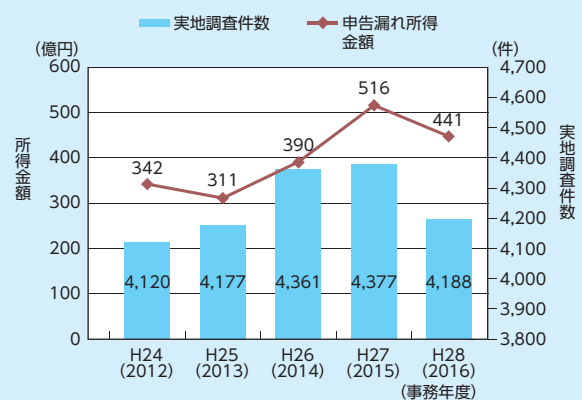
社会経済の国際化に伴い、海外投資を行う富裕層や海外取引を行う企業が増えてきています。

海外投資や海外取引を行う場合、その投資、取引の相手先が国外にあり、容易に内容の確認をできないといった特殊性があります。その特殊性を利用して、海外子会社の出資者を偽ることにより、外国子会社合算税制の適用による課税を回避したり、取引金額を改ざんすることにより不正に所得金額を圧縮するなどの事例が把握されています。

また、各国の税制の違いを利用して、グループ全体における税負担を軽減する国際的な租税回避スキームもあり、これらの問題について、厳正に対応していく必要があります。

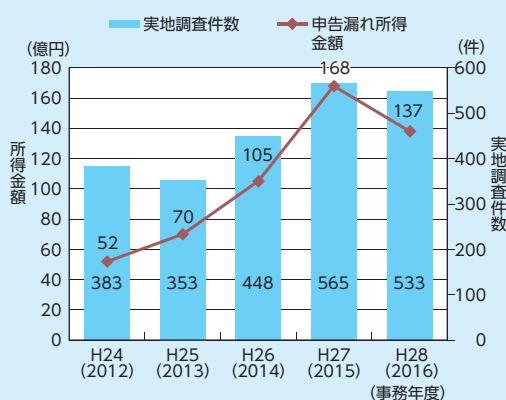
このため、国税庁では富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、積極的に調査を実施しています。

■ 富裕層に係る調査実績

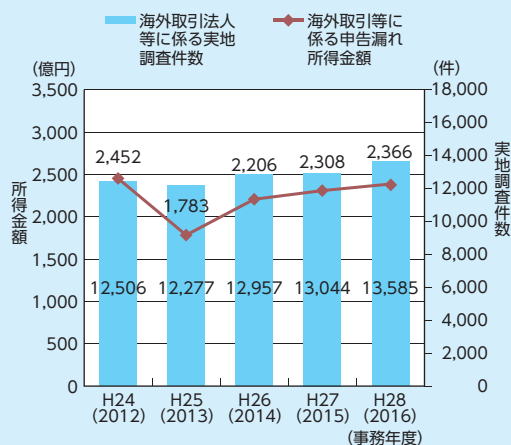


<sup>1</sup> 我が国では、61の租税条約(適用対象は72か国・地域)において相互協議に関する規定が置かれており、このうち27か国・地域と相互協議が行われています(平成29(2017)年6月末現在)。

## ■ 海外投資などを行っている 富裕層に係る調査実績



## ■ 海外取引等に係る法人税調査実績



## ～ 移転価格税制の適正かつ円滑な執行のための環境整備 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制<sup>1</sup>の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認<sup>2</sup>については、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであること等を踏まえ、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

### コラム5 移転価格税制に関する協力的手法による取組

平成28(2016)年度税制改正において、移転価格税制に係る文書化制度が整備され、同時文書化義務が規定されました<sup>3</sup>。国税庁では、同時文書化義務の対象となる企業の「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」(以下「ローカルファイル」といいます。 )の作成を支援し、企業の移転価格税制に関する自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を図るため、平成29(2017)年7月から同時文書化対象取引に関する個別照会(以下「個別照会」といいます。 )に積極的に対応しています。相談窓口では、例えば、ローカルファイルの作成における機能分析、独立企業間価格の算定方法の選定、比較対象取引の選定などに関する個別照会について、納税者の相談に応じています。

また、個別照会への対応とともに、ローカルファイルの作成状況の確認、助言を行うための企業訪問についても平成29(2017)年7月から実施しています<sup>4</sup>。納税者のご理解とご協力の下で、事務所などを訪問し、その作成状況を確認しながら、必要があれば記載内容について指導、助言を行っています。

1 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。 )と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

2 移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき国外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。

3 前事業年度に一の国外関連者との間で行った国外関連取引の合計額が50億円以上又は無形資産取引の合計額が3億円以上である法人は、当該国外関連取引に係るローカルファイルを確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました(租税特別措置法第66条の4第6項、第68条の88第6項)。なお、同時文書化義務は、平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

4 個別照会・企業訪問については、国税庁ホームページに掲載している「移転価格ガイドブック」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>)にも記載しています。

## 4 各国税務当局との協力

### (1) 開発途上国に対する技術協力

#### ～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解の醸成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

## 技術協力の概要

### 1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成29(2017)年度は、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ベトナムへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成29(2017)年度は、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナムに職員が常駐しています。

### 2 国内研修の実施

#### (1) 国際税務行政セミナー (ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成29(2017)年度は両コースあわせて、24か国から24名が参加しました。

#### (2) 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、それぞれの国からの要望に沿った講義などを行っています。平成29(2017)年度は、カンボジア、中国、インドネシア、ベトナムのそれぞれに対して実施しました(計79名が参加)。



### (3) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。平成29(2017)年度は6か国(カンボジア、タイ、ラオス、モンゴル、スリランカ、ベトナム)から12名が参加しました。

### (4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。平成29(2017)年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生15名が参加しました。

## ■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
国際税務行政セミナー(ISTAX) (一般コース)	国数	16	17	16	15	15
	人数	16	17	16	15	15
国際税務行政セミナー(ISTAX) (上級コース)	国数	13	13	9	8	9
	人数	13	13	9	10	9
国別税務行政研修	国数	6	6	3	4	4
	人数	116	111	56	96	79
アジア国際課税研修	国数	6	6	6	7	6
	人数	16	12	8	11	12
国税庁実務研修	国数	11	13	14	9	11
	人数	20	17	18	15	15

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

徴収 適正・公平な課税・

権利救済

適正な運営 酒税行政の

適正な運営の確保 税理士業務の

政策評価の実施

資料編

## (2) 国際会議への参加

### ～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

#### イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟35か国及び非加盟15か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。平成29(2017)年9月には、ノルウェー(オスロ)で第11回会合が開催され、BEPS対策の実施等について意見交換が行われました。

#### ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における17か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。平成29(2017)年11月には、フィリピンで第47回会合が開催され、税務職員の能力向上プログラムのあり方等について意見交換が行われました。

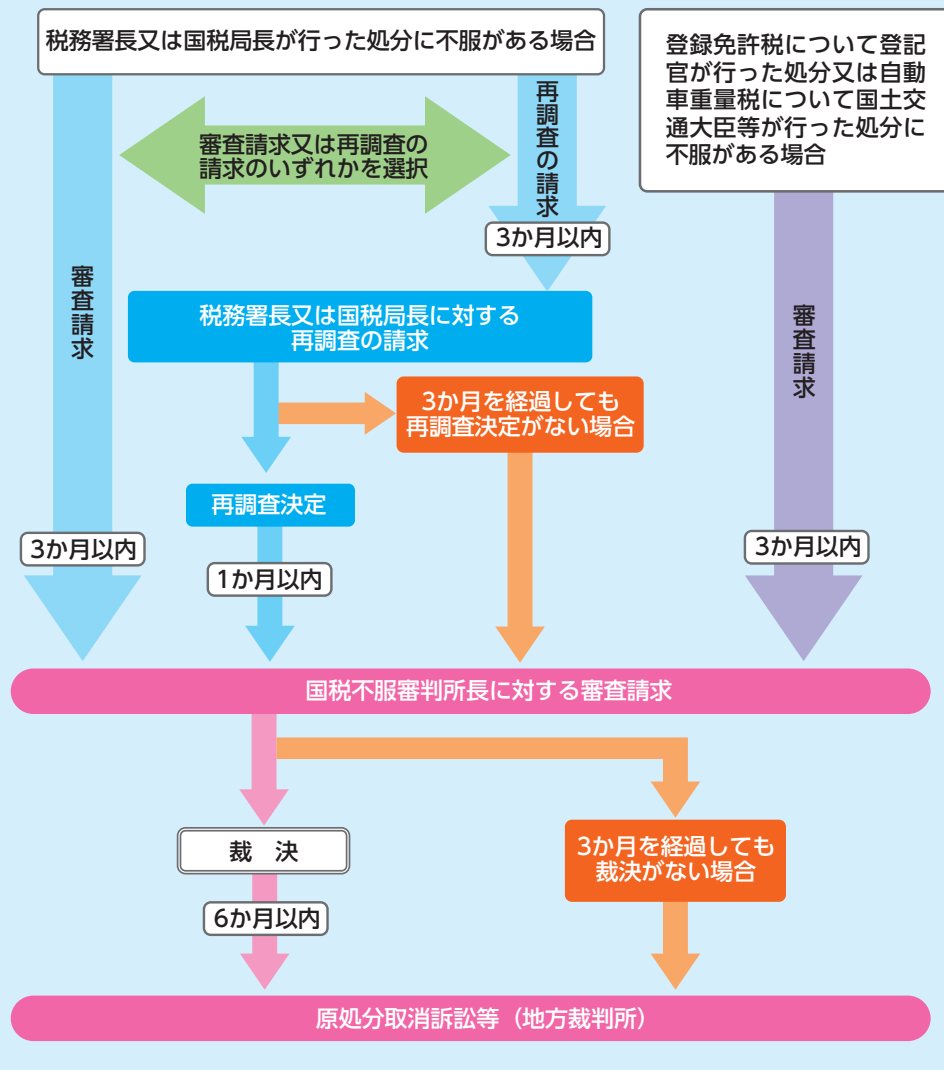
## ～ 国税に関する不服申立制度 ～

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。

この不服申立制度については、平成26(2014)年6月の関係法律の改正により、不服申立前置の見直し、不服申立期間の延長、「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更、標準審理期間の設定、審査請求手続における審査請求人の権利の拡充などが行われ、平成28(2016)年4月1日から施行されています。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている国税不服申立制度の改正リーフレットをご覧ください。

## ■ 国税に関する不服申立制度の概要



## (1) 再調査の請求

### ～ 簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済 ～

再調査の請求は、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対する審査請求をする前に自ら選択をして、当該処分を行った税務署長などに対して、処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

この制度は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

## (2) 審査請求

### ～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

審査請求は、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対して、処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。審査請求は、再調査の請求を経ずに行うことができ、また、(1)の再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分になお不服があるときに行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所長をはじめ、東京及び大阪支部の首席国税審判官などの主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用しており、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を特定任期付職員として採用しています。

審査請求がされた場合には、主張の整理・争点の明確化をした上で、審査請求人や税務署長などから提出された証拠書類等の内容を十分に検討するとともに、自ら調査を行うことにより、適正かつ迅速に処理するよう努めています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができ、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

※ 国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

## (3) 訴訟

### ～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

## 納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応し、税務行政に活かしていくことが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13(2001)年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

## (4) 権利救済の状況

～ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

### イ 再調査の請求

- **目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 平成29(2017)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は96.6%となっています。  
 なお、同年度における再調査の請求処理件数は1,726件(課税関係1,553件、徴収関係173件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は12.3%です。

### ロ 審査請求

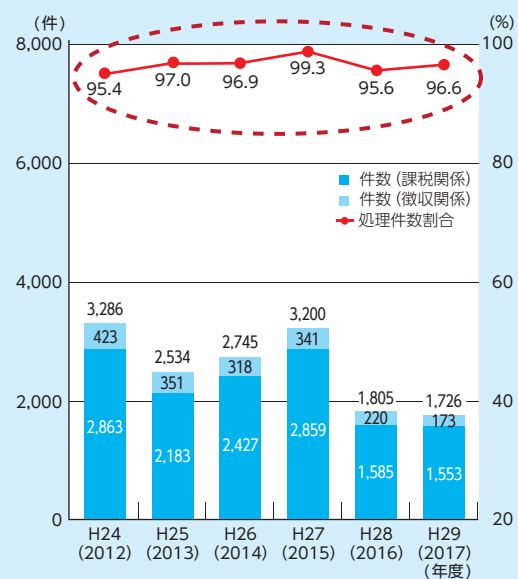
- **目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 平成29(2017)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は99.2%となっています。  
 なお、同年度における審査請求処理件数は2,475件(課税関係2,295件、徴収関係180件)で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は8.2%です。

## ハ 訴訟

訴訟については、平成29(2017)年度における終結件数は210件(課税関係150件、徴収関係57件、審判所関係3件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は10.0%となっています。

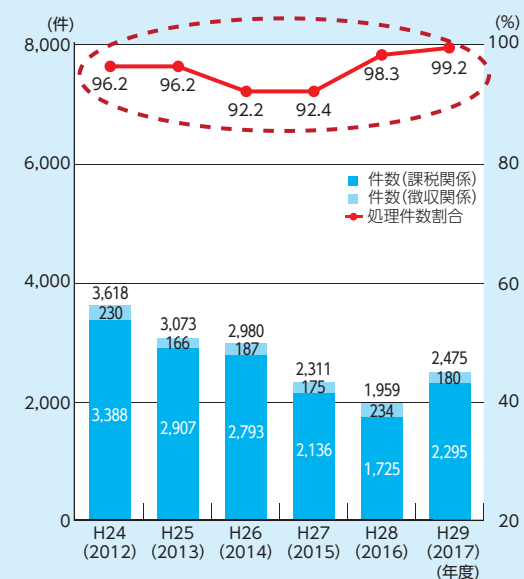
※ 権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、国税不服申立制度の改正リーフレット、再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁判事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ(<http://www.kfs.go.jp>)などを通じて提供しています。

■ 再調査の請求の3か月以内の処理件数割合と再調査の請求処理件数



※1 計数は、平成30(2018)年4月末の速報値です。  
 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案を除いて算出しています。  
 ※2 平成27(2015)年度以前については、改正前の「異議申立て」の処理件数及び処理件数割合となります。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



※1 計数は、平成30(2018)年4月末の速報値です。  
 ※2 平成29(2017)年以降の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算定することとしています。



## ～ 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施 ～

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税・消費税などのウエイトが高まり、平成28(2016)年度では、酒税が租税収入などの合計に占める割合は2.2%となっています。酒税は、景気の影響を受けにくく、平成28(2016)年度の税収は1兆3,195億円と安定した税収が見込まれており、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています<sup>1</sup>。このように酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業は免許制度が採用されています。

酒類業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化など、大きく変化しています。国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、こうした環境の変化を踏まえつつ、官民一体となって日本産酒類の振興に取り組むほか、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

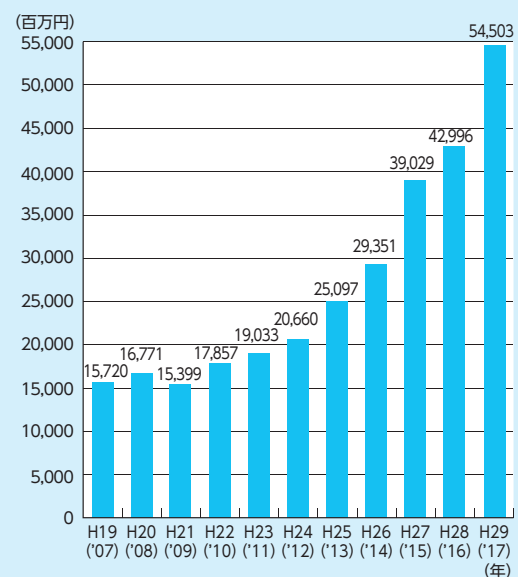
### (1) 日本産酒類の振興の取組

日本国内における酒類全体の消費(課税移出)数量は右肩下がりの傾向が続いていますが、日本産酒類の輸出金額は、海外での日本食ブームなどもあって近年増加傾向にあり、平成29(2017)年には約545億円となって6年連続で過去最高を更新しました。品目別の輸出金額を見ると、最も多いのは清酒で約187億円(前年対比119.9%)であり、輸出数量の約23,482KL(前年対比119.0%)とともに8年連続で過去最高を更新しています。続いて多いのはウイスキーの約136億円、ビールの約129億円となっています。特にウイスキーは、10年前(平成19年)の約12億円から約11.3倍に大きく増加しています。

国(地域)別の輸出金額を見ると、1位はアメリカ合衆国の約120億円、2位は大韓民国の約108億円、3位は台湾の約53億円となっています。

日本産酒類の輸出促進については、国税庁では政府全体の取組であるクールジャパン推進の一環として、官民で連携しつつ次のような取組を行っています。

■ 酒類の輸出金額の推移



(出典：財務省「貿易統計」)

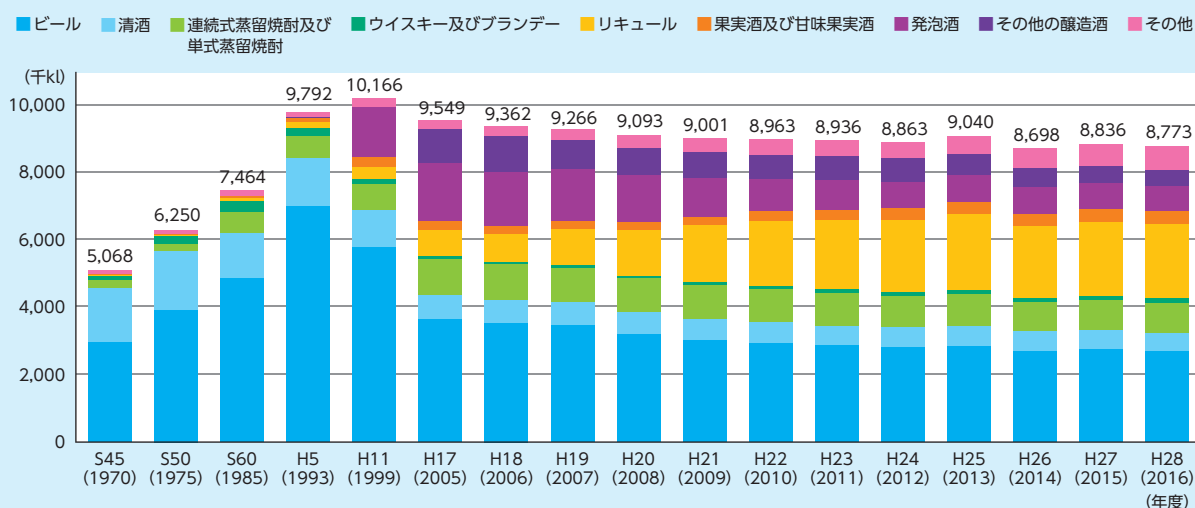
<sup>1</sup> 酒税制度については、平成29(2017)年度税制改正において、ビール系飲料の税率一本化等の税率構造の見直しやビール等の定義の見直しなどが行われています。

- 国際会議やイベント(リオ・オリンピック・パラリンピックなど)に国税庁職員を派遣し、関係団体の協力を得ながら、日本産酒類のPRを行うことで、海外での日本産酒類に対する認知度を高める取組を行っています。
- 関係省庁と連携しながら各種国際交渉の機会を通じて、輸入関税の撤廃、非関税障壁の改善、日本産酒類の地理的表示の保護を求めています<sup>1</sup>。
- 日本産酒類に関する正しい知識の啓発を目的として、日本酒の国外専門家の育成を支援する取組を行っています。
- 酒類業界と協力して駐日外交官を対象に酒蔵ツアーを実施するなど、日本産酒類の魅力の普及・啓発に取り組んでいます。
- 平成29(2017)年10月1日から施行された輸出酒類販売場制度について、関係省庁・団体等と協力して制度の普及・拡大に向けた広報・周知を図るとともに、適切な運営に努めています。

このほか、国税庁では、日本産酒類のブランド価値向上などに有効な地理的表示(GI:Geographical Indication)制度の活用促進や、消費者の商品選択に資する等の観点から、ワインや清酒などのラベル表示ルールを制定しています。

さらに、酒類の経営指導の専門家などを招いて各種研修会を開催しているほか、酒類業者による活性化・経営革新の取組事例や、中小企業施策に関する情報の提供等を行っています。また、製造業者や販売業者を対象に各種調査を実施して業界動向を把握・分析し、その結果を国税庁ホームページで提供しています。

## 課税移出数量の推移



(出典:「国税庁統計年報」)

※ 課税移出数量とは、酒類の製造場から出荷した酒類又は外国から輸入した酒類で、酒税が課された数量です。

1 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された特定の酒類に対する輸入規制に対しては、独立行政法人酒類総合研究所、外務省等と連携して、規制の解除・緩和の働きかけを行っています。その結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ、エジプト、仏領ポリネシア、ドバイ及びバダビにおいて、酒類に対する規制が解除・緩和されています。

## ◎ 日EU・EPAにおける交渉結果について

平成29(2017)年12月にEUとの間で交渉妥結した日EU・EPAにおいては、日本産酒類の振興及び輸出促進に資する成果として、EUにおける①全酒類の関税撤廃、②GI「日本酒」をはじめとする我が国のGI保護、③「日本ワイン」(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)の輸入規制や単式蒸留焼酎の容器容量規制の撤廃・緩和を確保しました。

その結果、これまで、EU域内へのワインの輸出はEUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書の添付が必要でしたが、協定発効後はEU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出することが可能になるなど、金銭的、時間的な負担が大幅に軽減されます。また、EUでは、単式蒸留焼酎について、700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売できませんでしたが、協定発効後は四合瓶や一升瓶での輸出が可能になります。

## コラム6 ワインの表示ルール

### 1 ワイン市場の動向と表示ルール制定の背景

酒類全体の課税数量が減少傾向にある中、果実酒の課税数量は増加傾向にあります。また、新規に果実酒の製造免許を取得する者も増加しており、平成29(2017)年は39者が新たに製造免許を取得しました。

このように、国内における果実酒(ワイン)の関心が高まっている一方で、これまで国内にはワインに関する公的な表示ルールが存在しませんでした。

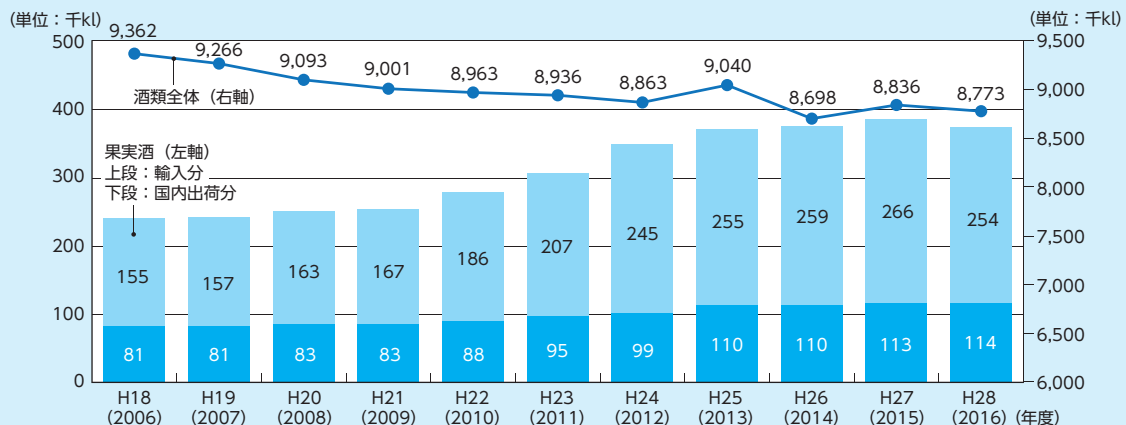
そのため、市場には、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」と、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインが混在し、これらの違いがラベル表示だけでは分かりにくいという問題が存在していました。

このような背景から、消費者の方が適切に商品選択を行えるよう、表示を分かりやすくすることなどを目的として、平成27(2015)年10月に公的なワインの表示ルール「果実酒等の製法品質表示基準」(以下「ワイン表示ルール」といいます。)を定めました。

このワイン表示ルールは、平成30(2018)年10月30日から適用開始となります。

なお、「日本ワイン」の出荷量は平成28(2016)年度も増加傾向にあり、前年対比5.2%増となっています(出典：国税庁「国内製造ワインの概況(平成28(2016)年度調査分)」)。

### ■ 果実酒の出荷量(課税移出数量)の推移



(出典：「国税庁統計年報」)

## 2 ワイン表示ルールの概要

● ワイン表示ルールでは、果実酒は次のとおりに区分されます。

- ・日本ワイン：国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒
- ・国内製造ワイン：日本ワインを含む、日本国内で製造された果実酒等<sup>(※)</sup>
- ・輸入ワイン：海外から輸入された果実酒等<sup>(※)</sup>

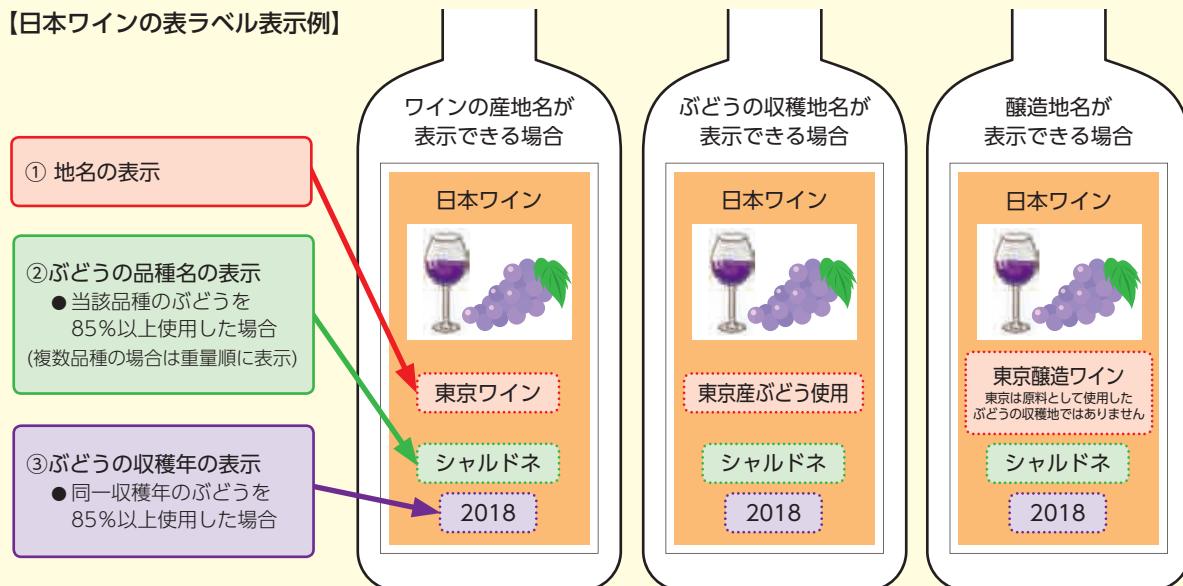
(※果実酒等には甘味果実酒を含みます。)

● このうち、日本ワインに限り、「日本ワイン」という表示ができるほか、一定のルールに従って、ラベルに①地名、②ぶどうの品種名、③ぶどうの収穫年を表示することができます。

### 【地名を表示できる場合】

- ワインの産地名の表示 ⇒ 地名が示す範囲内にぶどうの収穫地(85%以上使用)と醸造地がある場合
- ぶどうの収穫地名の表示 ⇒ 地名が示す範囲内にぶどうの収穫地(85%以上使用)がある場合
- 醸造地名の表示 ⇒ 地名が示す範囲内に醸造地がある場合(併せて「東京は原料として使用したぶどうの収穫地ではありません」等の表示が必要)

### 【日本ワインの表ラベル表示例】



## コラム7 日本産酒類のブランド価値向上などへの取組について

### 地理的表示制度の活用促進

酒類の地理的表示制度は、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた酒類だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

これまでに蒸留酒として「壱岐」、「球磨」、「琉球」及び「薩摩」を、清酒として「日本酒」、「白山」及び「山形」を、ぶどう酒として「山梨」を指定しました(平成30(2018)年3月末現在)。

日本産酒類のブランド価値向上や輸出促進を図っていくためには地理的表示の活用が有効であることから、パンフレットの作成やシンポジウムの開催などによる周知・啓発を通じて、制度の活用促進を図っています。

現在、日本産酒類の地理的表示は、「酒類の地理的表示の指定状況」のとおり合計8件となりましたが、国レベルの地理的表示「日本酒」をはじめとする日本の地理的表示について、官民が連携して海外へ発信するなどにより認知度向上を図るほか、国際交渉などを通じて保護を求めています。

## ■ 酒類の地理的表示の指定状況（平成30（2018）年3月末時点）



## (2) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18（2006）年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）や、平成29（2017）年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「取引基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」といいます。）を実施し、取引基準等に照らして問題がある取引と認められた場合には、改善指導等を行っています。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、毎年、取引実態調査の結果概要とともに、指針に示された公正なルールに則していない取引の主な例を公表しています。

## (3) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。

具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

## 独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っています。また、近年では、クールジャパン推進等の政府の重要方針を踏まえた施策にも対応するとともに、酒類に関するナショナルセンターとして、国内外の関係機関との連携の強化にも取り組んでいます。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp>)をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報をメールマガジンで配信しています。登録は、([ssn@m.nrib.go.jp](mailto:ssn@m.nrib.go.jp))宛に空メールを送信してください(右のコードでも登録できます)。



輸出酒類に関する分析

登録用コード



## (4) 社会的要請への対応の取組

### ～ 不適切な飲酒の誘引を防止するために ～

平成26(2014)年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、未成年者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。

政府においても、同法に基づき、「不適切な飲酒の誘引の防止」などを盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」を閣議決定(平成28(2016)年5月)し、関係する省庁や関係団体等が一体となって、同計画に掲げられた施策に取り組んでいます。

国税庁では、酒類小売業者に対して、酒類の陳列場所における表示義務の遵守や未成年者への酒類販売の禁止の周知を徹底しているところです。

また、平成29(2017)年6月からは、酒類の適正な販売管理の確保のため、販売場ごとに選任される酒類販売管理者に係る酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

研修機会の増加に併せ、不適切な飲酒誘引の防止などに関する研修内容の充実を図るなど、引き続き社会的要請に応えるための取組を推進していきます。

### ～ 酒類容器等の資源の有効利用のために ～

国税庁では、資源の有効利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っています。

## ～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人(以下「税理士等」といいます。)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るといった公共的な使命を負っています。

平成30(2018)年3月末現在で、全国で77,327人の税理士が登録を受け、また、3,727の税理士法人が設立されています。

## 1 税理士の業務と役割

### ～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者<sup>1</sup>は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談や税理士等の信用又は品位を害する行為の禁止等、種々の義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することができます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士等に依頼したり、助言を受けたりするケースが多く、税理士等は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

## 2 税理士会等との連絡協調

### ～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。

具体的には、下記(1)や(2)などがあります。

#### (1) 書面添付制度の推進

##### ～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明らかにすることにより、納税義務の適正な実現に資するとともに、国税庁としてもこれを尊重することにより円滑な税務行政の運営を図る趣旨から設けられているものです。

具体的には、税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び

<sup>1</sup> 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士又は弁護士法人も税理士業務を行うことができます。

# VI 税理士業務の適正な運営の確保

添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

## (2) e-Taxの利用促進

### ～ 申告手続等の電子化に向けた協調 ～

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が大きいことから、国税庁では、税理士会等に対してe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うとともに、税理士会等が開催するe-Taxに係る説明会へ講師を派遣し、税理士会等との協調を図っています。

申告手続等の電子化による社会全体のコスト削減の観点から、e-Taxを利用することのメリットを税理士等が十分理解し、e-Taxの利用が更に促進するよう税理士会等における取組に対して、国税庁として積極的に協力していきます。

## 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

### ～ 税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処 ～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

#### ■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

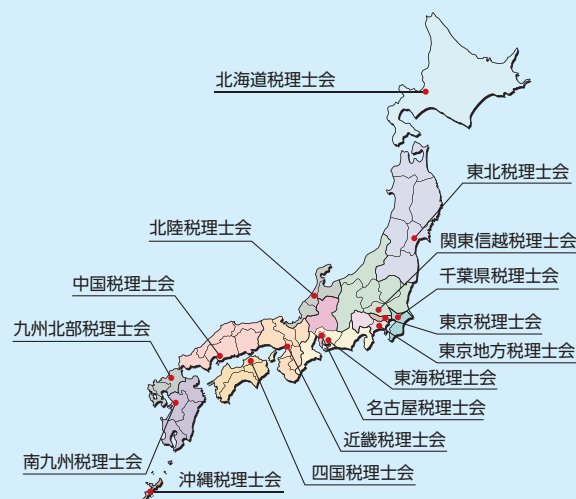
(単位：件)

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
件数	50	59	41	39	38

## 税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ(<http://www.nichizeiren.or.jp>)をご覧ください。





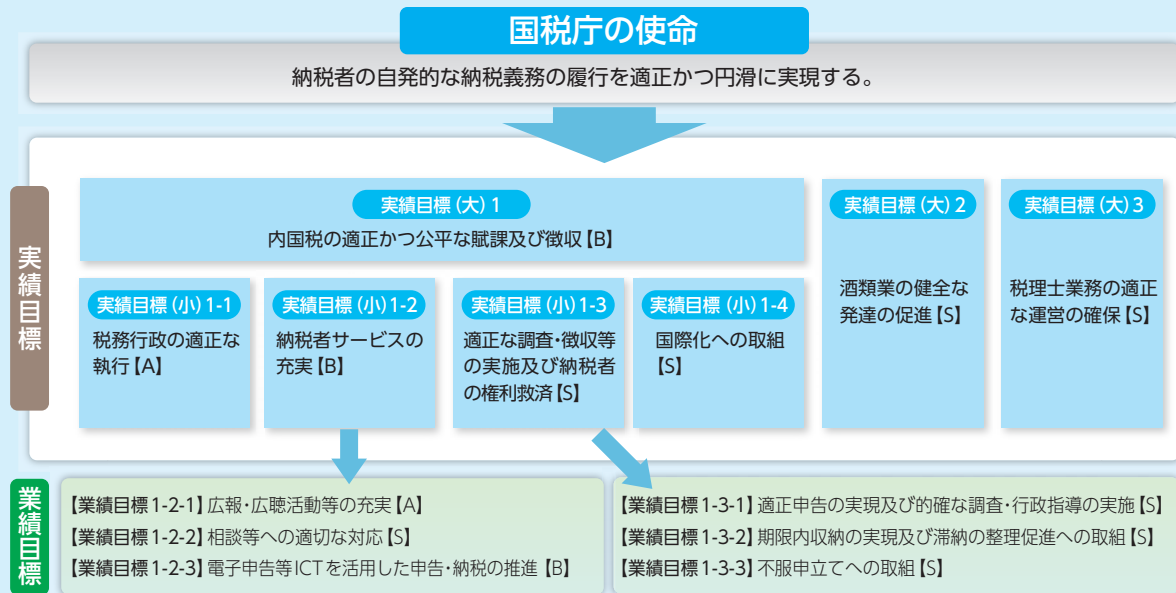
## ～ 政策評価の目的は、説明責任、成果重視の行政、組織の活性化 ～

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」(政策評価)を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民、納税者への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった成果重視の行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることであり、財務大臣が毎年「実績評価実施計画」及び「実績評価書」を作成・公表しています。

## ～ 国税庁の使命・任務と実績の評価の目標体系・評価結果 ～

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するため、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標(実績目標(大)1から3)とし、実績目標(大)1についてはその細目として4つの実績目標(小)と6つの業績目標を設定しています。

■ 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図 (平成28(2016)事務年度)



※ 各目標の達成度は、次の5段階の評語により評価をしています。

【S+】: 目標超過達成 【S】: 目標達成 【A】: 相当程度進展あり 【B】: 進展が大きくない 【C】: 目標に向かっていない

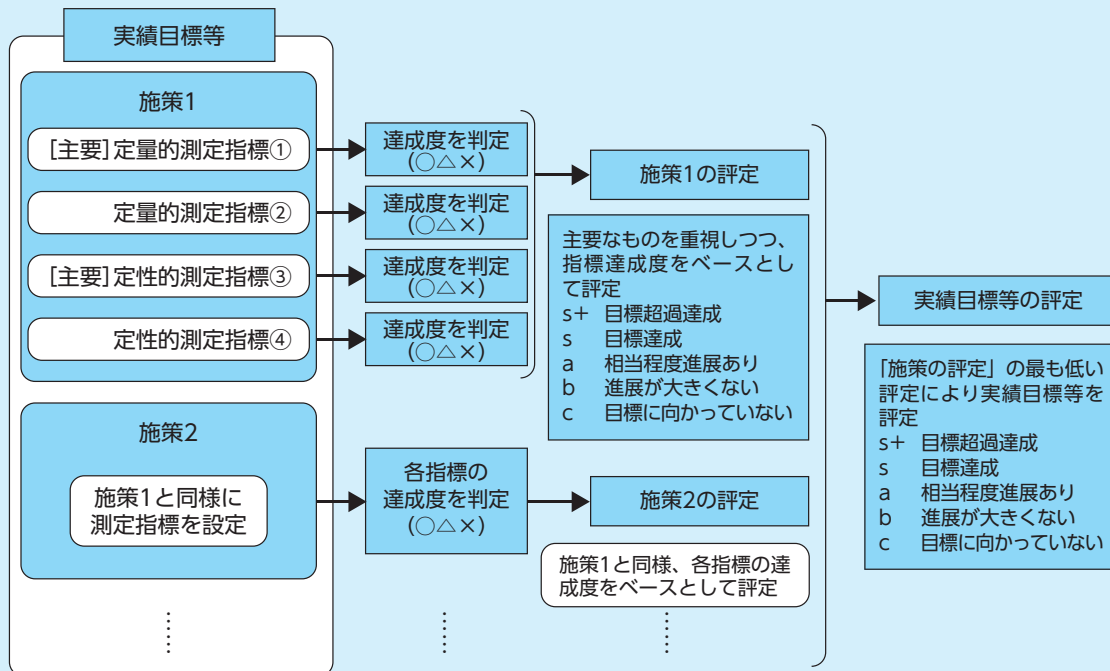
## ～ 実績目標等の評価方法・評価結果 ～

実績目標等には、原則として、その目標を達成するための手段を「施策」として設定し、施策ごとに測定指標を設定しています。施策の評定は測定指標の達成度の判定を中心として行っていますが、施策の内容に応じて、定量的な測定指標(37)と定性的な測定指標(32)を組み合わせ、適切な評定に努めています。実績目標等の評定は、その実績目標等に係る施策の評定を総合して行います。

なお、平成28(2016)事務年度の評価結果は、「「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図」に示した評定のとおりであり、これらの評価・検証を踏まえ税務行政の改善に取り組んでいます。

# VII 政策評価の実施

## ■ 実績目標等の評価方法



※ 実績目標(小)1-2「納税者サービスの充実」については、納税者の満足度をアンケート調査により把握しています。

## ■ アンケート調査による主な測定指標 (平成28(2016)年度)

項目	上位評価割合
国税の広報に関する評価	79.3%
電話相談センターにおける電話相談の満足度	95.1%
税務署における面接相談の満足度	92.2%
職員の応接態度の好感度	90.7%
税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	86.9%

※ 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た回答の割合を示しています。

## 財務省政策評価懇談会

実績の評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し意見をいただいています。

平成28(2016)事務年度の実績の評価については、「評価に関しては、毎年不断に見直しして客観的評価をしっかりと行い、それを次の改善に努めていくというサイクルが回っているので評価したい。」「e-Taxの普及をはじめICT化を進めることは、行政側のみならず利用者側にとってもコスト削減になるほか、時間も短縮できることをもっとアピールして、積極的に取り組んでいただきたい。」「国税と地方税相互の賦課・徴収業務がより効率的に行えるよう、データ連携を進めていただきたい。」などの意見をいただきました。

※ 詳細は、国税庁ホームページの「国税庁の実績の評価」(<https://www.nta.go.jp/about/evaluation/01.htm>)をご覧ください。

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。  
 「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。  
 また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。  
 表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

## 租税収入・予算

## 【平成28(2016)年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税目	補正後予算額	決算額 (総計に占める割合)
	百万円	百万円
源泉所得税	14,656,000	14,485,964 (24.6)
申告所得税	3,054,000	3,125,101 (5.3)
法人税	11,136,000	10,328,900 (17.5)
相続税	2,110,000	2,131,394 (3.6)
消費税	16,801,000	17,228,172 (29.2)
酒税	1,359,000	1,319,504 (2.2)
たばこ税	923,000	914,171 (1.6)
揮発油税	2,386,000	2,434,237 (4.1)
石油ガス税	9,000	8,690 (0.0)
航空機燃料税	52,000	51,362 (0.1)
石油石炭税	688,000	701,966 (1.2)
電源開発促進税	320,000	319,670 (0.5)
自動車重量税	385,000	391,506 (0.7)
関税	919,000	939,010 (1.6)
とん税	10,000	9,839 (0.0)
その他*	-	8 (0.0)
印紙収入	1,052,000	1,079,147 (1.8)
小計	55,860,000	55,468,640 (94.1)
地方法人税	629,300	629,178 (1.1)
地方揮発油税	255,300	260,453 (0.4)
石油ガス税(譲与分)	9,000	8,690 (0.0)
航空機燃料税(譲与分)	14,900	14,675 (0.0)
自動車重量税(譲与分)	264,200	268,706 (0.5)
特別とん税	12,500	12,299 (0.0)
地方法人特別税	1,756,500	1,781,556 (3.0)
たばこ特別税	142,800	141,437 (0.2)
復興特別所得税	371,400	367,099 (0.6)
その他	-	3,524 (0.0)
総計	59,315,900	58,956,257

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

## 【平成30(2018)年度国税庁関係当初予算額】

項目	予算額
	百万円
一般経費	41,738
情報化経費	10,634
納税者利便向上経費 <sup>※1</sup>	885
国際化対策経費	58,379
庁・局署一般経費等 <sup>※2</sup>	7,891
職場環境整備・安全対策経費 <sup>※3</sup>	23,943
税制改正関係経費	2,074
税務大学校経費	235
国税不服審判所経費	961
酒類総合研究所経費	5,359
共通番号制度関係経費	152,099
小計	550,548
人件費	702,647
国税庁関係予算合計	

※1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コーナー経費などが含まれています。

※2 「庁・局署一般経費等」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

## 申告・課税状況

## 【所得税の課税状況】

(平成29(2017)年分)

総人口	万人	12,671
就業者数		6,530
確定申告者数		2,198
還付申告		1,283
納税申告		641
所得者別内訳		
事業所得者		170
その他所得者		471
不動産所得者		110
給与所得者		252
雑所得者		75
上記以外		34

## 【相続税の課税状況】

(平成28(2016)年分)

死亡者の数	1,307,748人
課税対象となった被相続人の数	105,880人
納税者数(相続人の数)	277,857人
課税価格	148,021億円
税額	18,679億円

## 【贈与税の課税状況】

(平成28(2016)年分)

課税人員	431,806人
取得財産価額	20,044億円
税額	2,104億円

※ 相続時精算課税分を含みません。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

徴収・公正・公平な課税・

権利救済

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## 【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成28(2016)事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
給与所得	千件 3,543	億円 104,858
退職所得	—	2,362
利子所得等	37	3,365
配当所得	142	39,140
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	12	2,353
報酬料金等所得	2,847	12,098
非居住者等所得	34	6,203
合計	—	170,379

※1 源泉徴収義務者数は、平成29(2017)年6月末現在の計数です。

※2 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税が含まれています。

## 【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成28(2016)事務年度)

法人数	3,079千法人
申告件数	2,861千件
申告割合	90.8%
黒字申告割合	33.2%
申告所得金額	634,749億円
申告欠損金額	119,162億円
申告税額	112,372億円

※ 法人数は、平成29(2017)年6月末現在の計数です。

## 【消費税の課税状況】

(平成28(2016)年度)

区分	納付	還付
申告件数	個人	1,127千件
	法人	1,856千件
	合計	2,983千件
税額	162,217億円	38,752億円

## 【酒類の課税状況・生産状況】

(平成28(2016)年度)

区分	生産量	課税額
	千kl	百万円
清酒	427	61,669
合成清酒	32	3,104
連続式蒸留焼酎	359	80,965
単式蒸留焼酎	474	114,434
みりん	94	2,090
ビール	2,753	588,531
果実酒	96	8,943
甘味果実酒	4	524
ウイスキー	114	39,821
ブランデー	4	1,707
発泡酒	502	97,650
原料用アルコール・スピリッツ	565	46,226
リキュール	1,979	161,271
その他の醸造酒	485	39,599
粉末酒・雑酒		
合計	7,889	1,246,535

## 調査状況

### 【申告所得税の実地調査状況】

(平成28(2016)事務年度)

件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		億円	万円	億円	万円
千件 70	千件 58	5,359	763	819	117

### 【源泉所得税の実地調査状況】

(平成28(2016)事務年度)

件数	非違件数	追徴税額
千件 116	千件 35	億円 281

※ 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

### 【法人税の実地調査状況】

(平成28(2016)事務年度)

区分	件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額
			億円	万円	
法人全体	千件 97	千件 72	8,267	853	1,732
調査課所管法人	3	2	3,489	13,229	740

### 【消費税の実地調査状況】

(平成28(2016)事務年度)

区分	件数	申告漏れのあった件数	追徴税額	
			億円	万円
個人	千件 37	千件 30	245	67
法人	93	55	785	84

### 【相続税の実地調査状況】

(平成28(2016)事務年度)

件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		億円	万円	億円	万円
千件 12	千件 10	3,295	2,720	716	591

### 【法定資料収集枚数】

(平成28(2016)事務年度)

法定資料名	収集枚数
給与所得の源泉徴収票	千枚 21,932
利子等の支払調書	14,447
配当等の支払調書	64,533
その他	261,781
合計	362,693

## 国際課税

### 【海外取引の把握状況】

(平成28(2016)事務年度)

海外取引法人等調査件数	13,585件
海外取引等に係る申告漏れ件数	3,335件
うち海外不正計算のあった件数	500件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,366億円
うち海外不正所得金額	206億円

### 【移転価格課税の状況】

(平成28(2016)事務年度)

申告漏れ件数	169件
申告漏れ所得金額	627億円

### 【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(平成28(2016)事務年度)

申出件数	110件
処理件数	103件

## 滞納状況

### 【主要税目別の租税滞納状況】

(平成28(2016)年度)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
	億円	億円	億円	億円
所得税	4,523	1,505	1,917	4,111
うち源泉所得税	1,621	348	531	1,437
うち申告所得税	2,902	1,157	1,385	2,674
法人税	1,069	611	698	981
相続税	819	317	384	752
消費税	外 842	外 1,011	外 1,065	外 788
3,340	3,758	3,997	3,100	
その他税目	23	31	28	26
合計	外 842 9,774	外 1,011 6,221	外 1,065 7,024	外 788 8,971

※1 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。  
ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。

※2 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

## 査察

### 【査察調査の状況】

(平成29(2017)年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			億円	1件当たり 百万円	億円	1件当たり 百万円
174	163	113	135	83	100	89

### 【告発事件の税目別状況】

(平成29(2017)年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		百万円	1件当たり 百万円
所得税	19	1,950	103
法人税	61	5,645	93
相続税	3	387	129
消費税	27	1,768	65
源泉所得税	3	251	84
合計	113	10,001	89

国税庁について

納税者サービスの充実と  
行政効率化のための取組

適正・公平な課税・  
徴収

権利救済

適正な運営  
酒税行政の

税理士業務の  
適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## 権利救済

### 【再調査の請求の状況】

(平成28(2016)年度)

区分	再調査請求 申立件数	新規申立件数①	処理済件数②	請求認容件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	2,059	1,450	1,585	120	20	100	7.6
徴収関係	256	224	220	3	3	0	1.4
合計	2,315	1,674	1,805	123	23	100	6.8

※1 平成26(2014)年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28(2016)年4月から施行されています。

※2 件数にはいずれも「異議申立て」の件数が含まれます。

### 【審査請求の状況】

(平成28(2016)年度)

区分	審査請求件数	新規請求件数①	処理済件数②	請求認容件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	3,576	2,253	1,725	234	43	191	13.6
徴収関係	319	235	234	7	6	1	3.0
合計	3,895	2,488	1,959	241	49	192	12.3

### 【訴訟事件の状況】

(平成28(2016)年度)

区分	訴訟件数	第一審提起件数①	終結件数②	敗訴件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	359	88	186	11	6	5	5.9
徴収関係	90	35	54	—	—	—	—
審判所関係	6	2	5	—	—	—	—
合計	455	125	245	11	6	5	4.5

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

## 税務相談

### 【相談の多い項目上位5位】

(電話相談センター) (平成29(2017)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	申告義務・手続等	570
2	所得税	医療費控除	316
3	所得税	住宅借入金等特別控除	256
4	所得税	年末調整	254
5	所得税	配偶者(特別)・扶養控除	184

(タックスアンサー) (平成29(2017)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	所得税の税率	4,686
2	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	2,964
3	所得税	給与所得控除	1,878
4	所得税	住宅を新築又は新築住宅を 取得した場合(住宅借入金等特別控除)	1,618
5	所得税	扶養控除	1,468

### 【電話相談センターの税目別相談件数】

(平成29(2017)年度)

税目	件数
所得税	2,894
法人税	222
資産税	969
消費税等	301
その他	1,184
合計	5,570

# 国税庁レポート 2018

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



2018年6月発行

編集・発行 国税庁

---

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>



詳しい情報はe-Taxホームページへ

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手續などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。